

審査支払関係帳票の解説

— 平成30年度版 —

岐阜県国民健康保険団体連合会

目次

「国保連合会の処理日程について」			
1. 事業所の請求から介護給付費(総合事業費)支払まで			1
2. 要介護の認定申請(変更申請)から受給者台帳への登録まで			2
3. 事業所の取下げ(過誤)依頼から国保連合会への再請求まで			3
4. 国保連合会での審査と支払までの流れ			5
5. 給付管理票「新規」「修正」「取消」			6
「介護保険審査決定増減表の見方について」			7
「介護保険審査増減単位数通知書の見方について」			11
「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の見方について」			15
エラーコード一覧			19
請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表の対応について			38
ABBO	38	ANNJ	57
ADD0、ADD1	39	ANNK	58
ADD2	41	ANNL	59
ADDA	42	ASS5、ASS6	60
AEE2	43	ASSA	62
AEEA	45	ATT5、ATT6、ATT7、ATT8	64
AEFO、AEFA、AEFB	46	ATTC	65
AEFJ	48	10QF	66
AG06	49	12P0	67
AH01、AH02	50	12P3	68
ANN0	51	12P4	70
ANN2	53	12P5	72
ANN4・ANNM	54	12PA	74
ANN7	55	12PC	76
ANN9	56	12PD	77

12QJ	78	15P6	86
12SA	81	返戻	87
13PS	83	保留・返戻(給付管理票が提出されなかった場合)	88
14QR	84	返戻(査定でエラーがある場合)	89
1407、1408、1409	85		

「介護保険支払関連通知書の見方について」

介護給付費等支払決定額通知書	90
介護給付費等支払決定額内訳書	91
介護給付費過誤決定通知書	92
介護給付費再審査決定通知書	93

「介護職員処遇改善加算総額のお知らせの見方について」

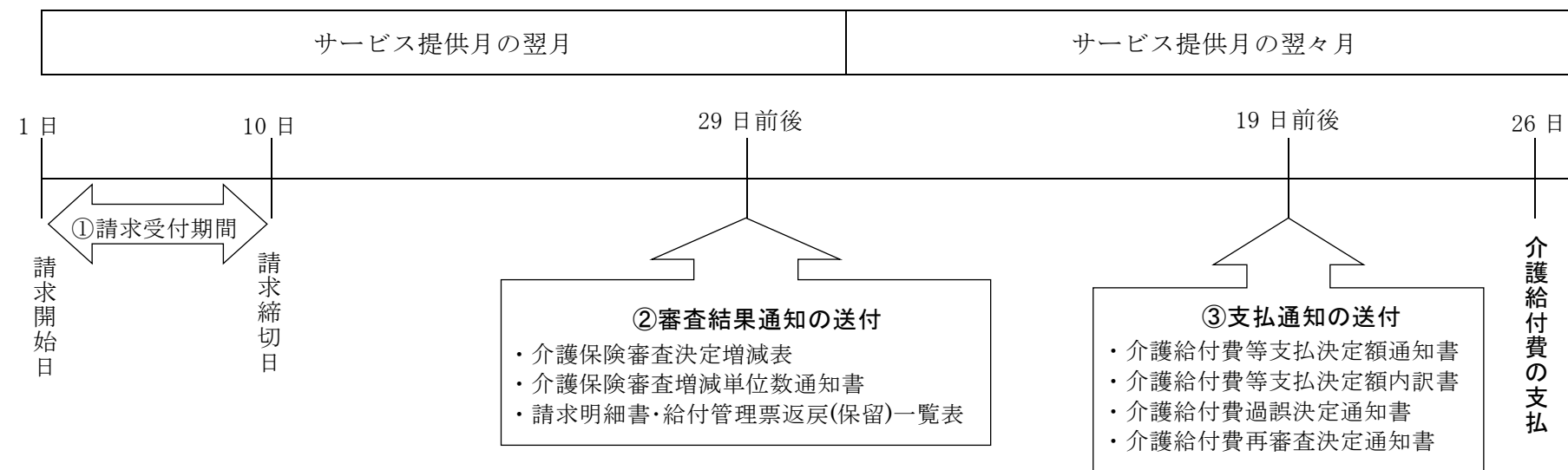
「問い合わせ票」

96

国保連合会の処理日程について

《国保連合会の処理日程について》

1. 事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで



①請求受付期間

- ・ 伝送請求事業所：サービス提供月の翌月 1 日～10 日（24 時間送信可能）
- ・ 電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌月 1 日～10 日（請求締切日が土日祝日の場合、前営業日の 17 時迄）

②審査結果通知

- ・ 伝送請求事業所：サービス提供月の翌月 29 日前後（通知方法は伝送）
- ・ 電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌々月 1 日前後（通知方法は簡易書留郵送）

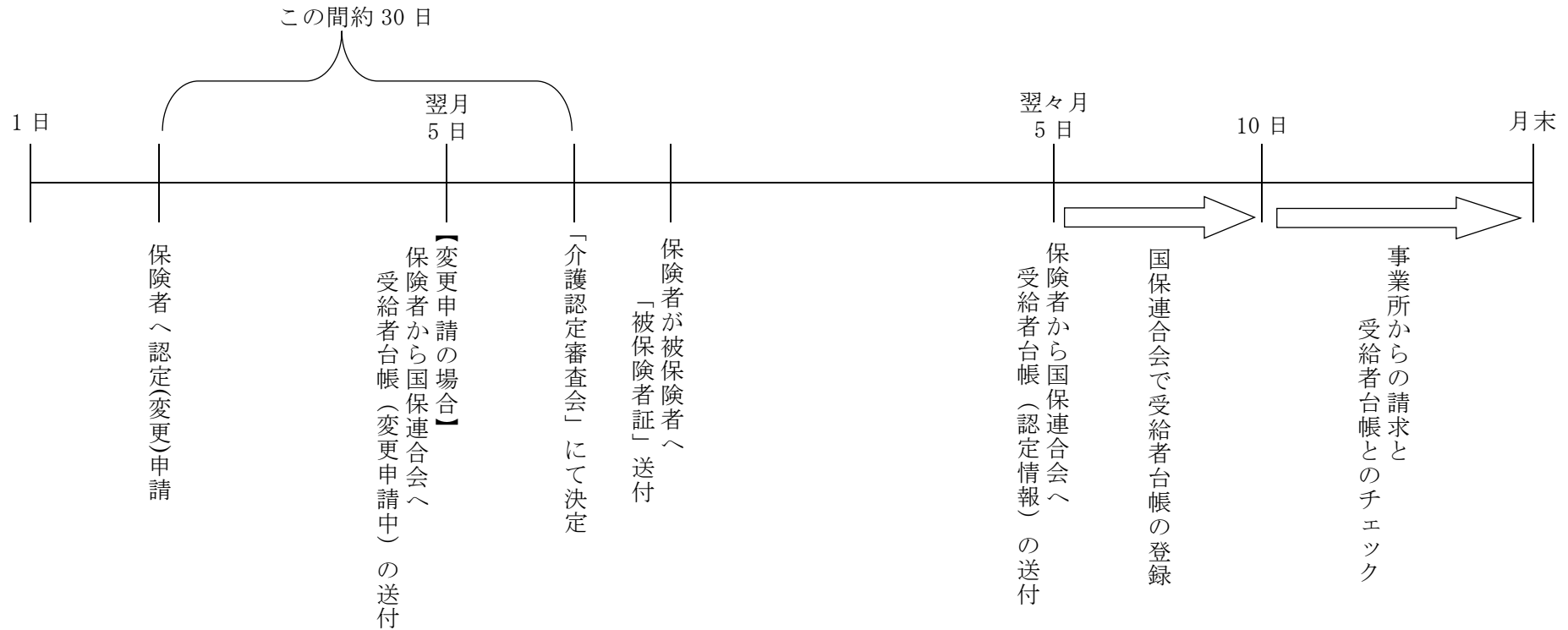
③支払通知（「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」は過誤や再審査がなければ通知はありません）

（「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」は当該加算を算定していなければ通知はありません）

- ・ 伝送請求事業所：サービス提供月の翌々月 19 日前後（通知方法は伝送）
- ・ 電子媒体（CD-R）・帳票請求事業所：サービス提供月の翌々月 25 日前後（通知方法は郵送）

※ 介護給付費支払日はサービス提供月の翌々月 26 日（土日祝日の場合、翌営業日）

2. 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

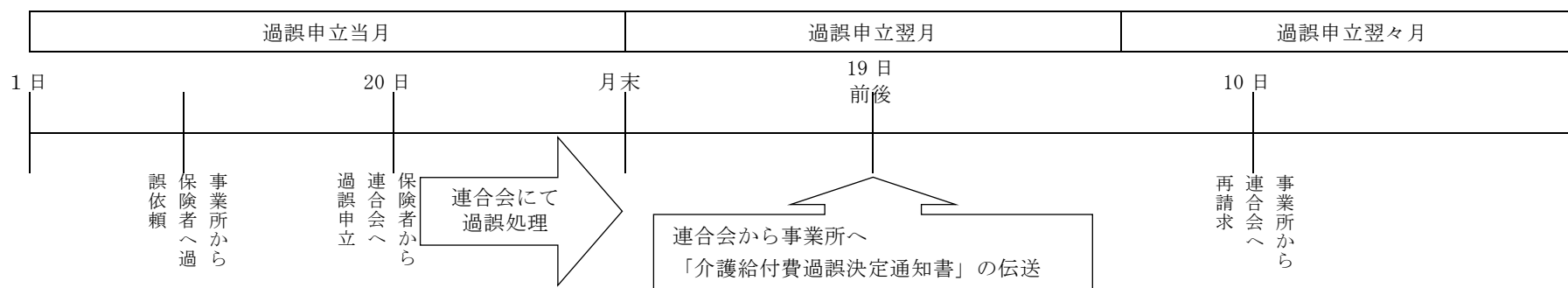
3. 事業所の過誤（取り下げ）依頼から連合会への再請求まで

【前提】岐阜県では過誤をする場合は保険者へ依頼してください。

保険者に過誤依頼をする前に、過誤対象の介護給付費が支払われている事を確認してください。

給付管理票は過誤できません。

①通常過誤の場合（請求誤り等により、少数を過誤する場合）



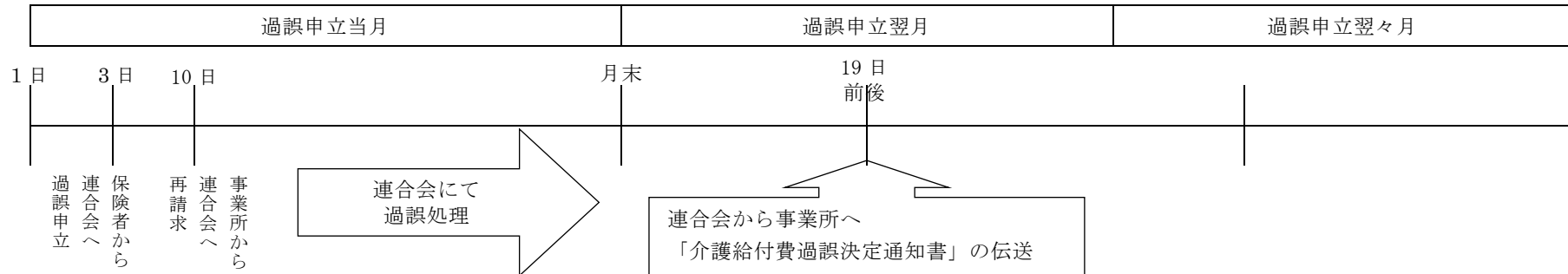
○日程

項番	イベント	基準日	送付元 → 送付先
1	過誤依頼	保険者設定の締切日（要確認）	事業所 → 保険者
2	過誤申立情報の締切	過誤申立当月 20 日	保険者 → 連合会
3	介護給付費過誤決定通知	過誤申立翌月 26 日	連合会 → 事業所
4	再請求受付締切	過誤申立翌々月 10 日	事業所 → 連合会

○留意事項

過誤が決定されないうちに再請求されるとANN4エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。再請求する場合は必ず「介護給付費過誤決定通知書」で確認してください。

②同月過誤の場合（原則、監査等の結果により、多数を過誤する場合に限る）



○日程

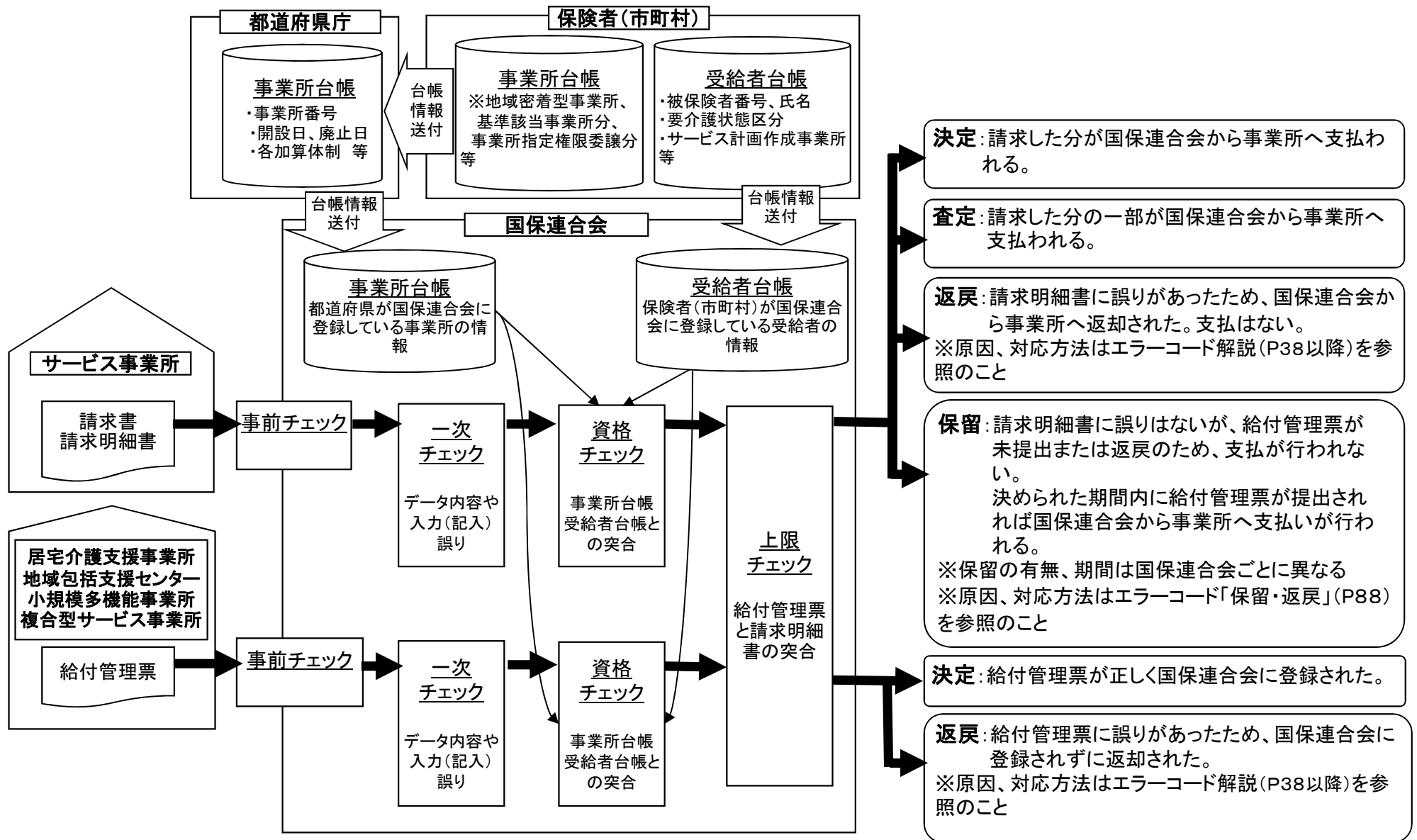
項番	イベント	基準日	送付元 → 送付先
1	過誤依頼	保険者設定の締切日（要確認）	事業所 → 保険者
2	過誤申立情報の締切	過誤申立当月 3 日	保険者 → 連合会
3	再請求受付締切	過誤申立当月 10 日	事業所 → 連合会
4	介護給付費過誤決定通知	過誤申立翌月 26 日	連合会 → 事業所

○留意事項

必ず過誤申立当月と同月に再請求を行ってください。再請求忘れやエラーが発生した場合は、戻入(※)が発生する可能性があるがあるので注意してください。

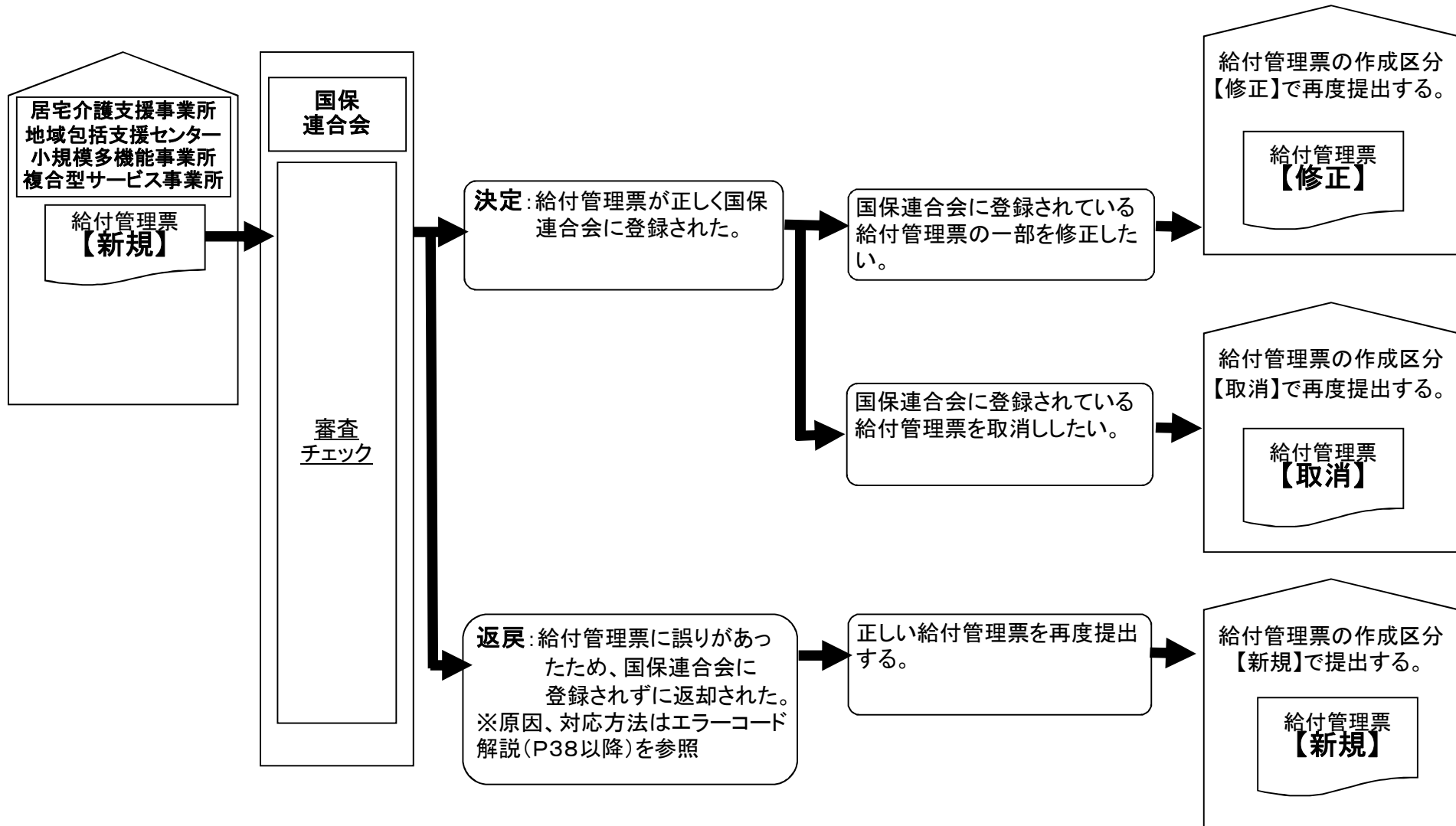
※ 戻入とは、『請求（再請求＋当月請求）金額＜過誤金額』の場合、事業所から国保連合会に介護給付費（請求と過誤の相殺結果、なお残る過誤金額）を戻し入れる事。

4. 国保連合会での審査と支払までの流れ



5. 給付管理票「新規」「修正」「取消」

給付管理票の作成区分には「新規」、「修正」、「取消」の3つの区分があります。それぞれの区分の取扱いは以下のとおりです。



介護保険審査決定増減表の見方について

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式は別様式となる
が、介護給付分と見方は同様となり
ます。

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

– 7 –

介護保険審査決定増減表の見方について

この表は、国保連が毎月末～月初めに同時に送付している「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」「介護保険審査増減単位数通知書」の内容を集計したものです。

なお、この表は「請求明細書」について表示しており、「給付管理票」については表示しておりません。

また、保留復活分についても明細は表示しておりません。

①「請求差」

この欄には、各事業所から提出された「介護給付費請求書情報」（紙請求では「介護給付費請求書」）の請求金額と「介護給付費請求明細書情報」（紙請求では「介護給付費請求明細書」）を集計した請求件数、請求金額とを突合し、「介護給付費請求書」が多ければマイナス（－）表示、少なければプラス（＋）表示をしています。

表示方法は、1行に2段となっており、上段に請求件数・請求金額、下段に特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。



ポイント！

「請求差」の「合計」欄マイナス（－）表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値＞「介護給付費請求明細書情報」の集計値

「請求差」の「合計」欄プラス（＋）表示・・・「介護給付費請求書情報」の数値＜「介護給付費請求明細書情報」の集計値

(1)「返戻」がある場合

返戻がある場合、件数・金額ともマイナス（－）としてカウントし、「請求差」の「合計」欄には、マイナス（－）表示されます。

<例1>

「返戻」1件・500単位の請求明細書（介護保険請求額4,500円、公費の請求無し）

⇒「請求差の件数」欄は{-1}、「請求差の金額」欄は{-4,500}と表示されます。

また、この明細書が公費併用で公費1割負担であれば「請求差の件数」欄は{-2}、「請求差の金額」欄は{-5,000}と表示されます。

(2)「査定増減」がある場合

査定により減単位があった場合は、「請求差」の「合計」欄には金額（介護保険請求額＋公費分請求額）のみがマイナス（－）表示されます。件数はカウントしませんので、{0}の表示となります。

(3)「保留分」がある場合

(1)の「返戻」と同様に、保留になった請求明細書分がマイナス（－）表示となります。

(4)「保留復活分」がある場合

給付管理票が国保連合会に未提出または返戻のため保留になっていた「介護給付費請求明細書」が、給付管理票が提出されたことで復活となった場合、プラス（＋）で表示されます。

(5)「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」がないのに、「請求差」の「合計」欄に表示がある場合

または、「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」があるが、(1)～(4)の合計値が「請求差」件数・金額と一致していない場合
提出された介護給付費請求書情報に数値の誤りがあると考えられます。

請求時点の介護給付費請求書情報（紙請求では「介護給付費請求書」と「介護給付費請求明細書情報」（紙請求では「介護給付費請求明細書」）を確認して下さい。確認の結果、介護給付費請求書情報の数値誤りであれば、対応の必要はありません。（国保連合会は「介護給付費請求明細書情報」の集計金額をお支払いします。）

ポイント！

「返戻」がある場合、件数・金額ともマイナス（－）としてカウントし、「請求差」の「合計」欄には、マイナス（－）表示されます。

「査定減」がある場合、「請求差」の「合計」欄には金額（介護保険請求額＋公費分請求額）のみがマイナス（－）表示されます。

<例>

「返戻」1件・300単位（介護保険請求額 2,700 円、公費の請求無し）

「査定減」1件・－50 単位（介護保険請求額 450 円、公費の請求無し）

⇒「請求差」の「合計」欄 には件数 {－1}、金額 {－3,150} と表示されます。

※件数 {－1}（返戻の1件）、金額 {－3,150}（返戻分の保険請求額 2,700、査定増減の保険請求額 450）

②「合計」（請求差合計欄は①参照）

各項目の合計が表示されます。

各項目には「件数」「単位数」「特定入所者介護費等」を表示していますが、表示方法は1行に2段となっており、上段は請求件数・請求金額を、下段には特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。

③～⑥「返戻」・「査定増減」・「保留分」・「保留復活分」

上記4欄には、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、「返戻」「査定増減」「保留分」「保留復活分」を保険者番号別、サービス提供年月別に集計したものを表示しています。「請求差」については、事業所の合計を表示しています。

各項目には「件数」「単位数」「特定入所者介護費等」を表示していますが、表示方法は1行に2段となっており、上段は請求件数・請求単位数を、下段には特定入所者介護費等に関する請求件数・請求金額を表示しています。



ポイント！

「査定増減 件数」欄には「介護保険増減単位数通知書」に表示されているものをカウントして表示しますが、「請求差」の「合計件数」欄にはカウントされません。

※「査定増減」は、単位数の増減であって、明細書合計件数に増減はないため、「介護給付費請求書情報」の件数数値と「介護給付費請求明細書情報」の件数集計値に差異はありません。

介護保険審査増減単位数通知書の見方について

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式名は異なるが、
介護給付分と見方は同様となります。
す。

1 頁

〇〇県介護給付費等審査委員会

事業所名	□□介護事業所
------	---------

[illegible]

上限審査分		出来高分	
記号	内容	記号	内容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適當、不必要と認められるもの

介護保険審査増減単位数通知書の見方について

この通知書は、各事業所から請求のあった「介護給付費請求明細書」について、国保連の審査により減点（または増点）となったものを一覧表に作成しているものです。

①「保険者番号」「被保険者番号」「被保険者氏名」

減点（または増点）となった請求明細書等の保険者番号、被保険者番号と被保険者番号に該当する被保険者氏名（カナ）が表示されます。

②「サービス提供年月」

減点（または増点）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。

③「サービス種類コード」「サービス項目コード」

減点（または増点）となった請求明細書等の該当のサービスコードが表示されます。

④「増減単位数」

減点（または増点）となった請求明細書等の減単位数（または増単位数）が表示されます。

⑤「事由」

減点（または増点）となった請求明細書等の減点（増点）の事由が表示されます。

事由記号の内容

- 「A」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票に、サービス事業所から請求された請求明細書のサービス実績（サービス計画）が入力（記入）されていないもの。（P 1 3 参照）
- 「B」・・・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出された該当被保険者の給付管理票について、サービスの実績（サービス計画）とサービス事業所から請求された請求明細書の単位数を比較して、請求明細書の請求単位数が多く請求されていたもの。（P 1 4 参照）
- 「C～G」・・・審査委員会の決定等により減点されたもの。

介護保険審査増減単位数通知書

事業所番号	9970000000
-------	------------

平成30年5月審査分

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なるが、介護給付分と見方は同様となります。

平成30年5月31日

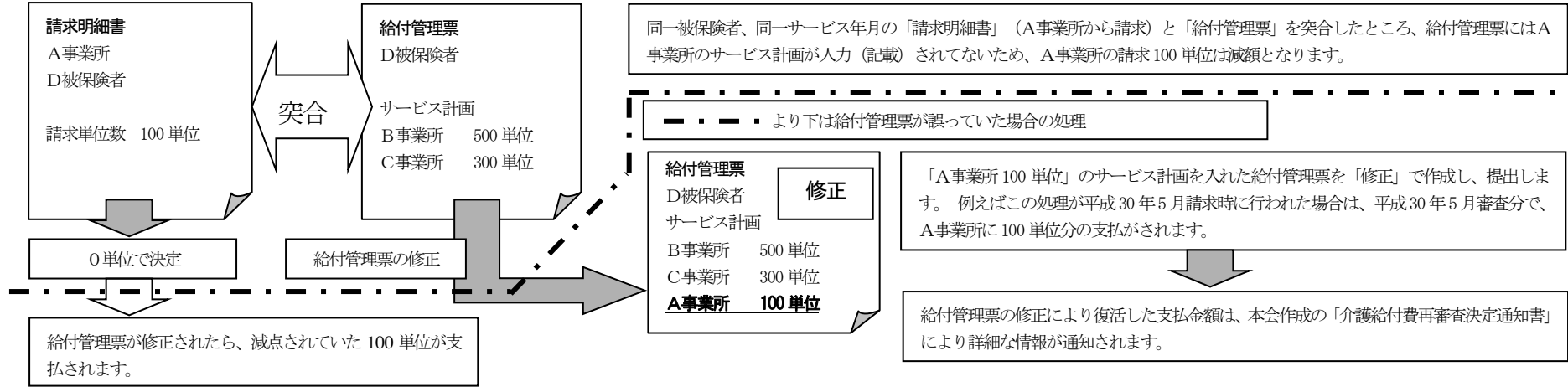
事業所名	□□介護事業所
------	---------

1 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会
〇〇県介護給付費等審査委員会

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000001	H30.4	15	1345				
	カゴ 知							
990000	0000000001	H30.4	15	5051				
	カゴ 知							
990000	0000000001	H30.4	15	5301	-4,924	A	給付管理票に実績が記載されていないもの	
	カゴ 知						確定単位数(0 単) 請求単位数(4924 単)	

- 内容・・給付管理票に実績が記載されていないもの 事由記号=A
- 原因・・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されているが、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されていない場合。
- この場合、一覧表の内容欄に表示される確定単位数は0単位となります。
- 対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。減単位された（0単位となった）請求明細書については、返戻となっているわけではない（0円で決定している）ので、再請求する必要はありません。給付管理票が正しく修正されれば、給付管理票が修正された年月の審査分で減単位されていた金額がサービス事業所に支払われます。

「給付管理票に実績が記載されていないもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



介護保険審査増減単位数通知書

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式名は異なるが、介護給付分と見方は同様となります。

平成30年5月31日

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

〇〇県介護給付費等審査委員会

事業所番号	9970000000
-------	------------

平成30年5月審査分

事業所名	□□介護事業所
------	---------

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類コード	サービス 項目コード	増減単位数	事由	内容	連絡事項
990000	0000000002	H30. 4	16	2101				
	カゴ ジヨ							
990000	0000000002	H30. 4	16	5301				
	カゴ ジヨ							
990000	0000000002	H30. 4	16	5605	-1, 088	B	給付管理票の実績を超えるもの	
	カゴ ジヨ						確定単位数 (5427 単) 請求単位数 (6515 単)	

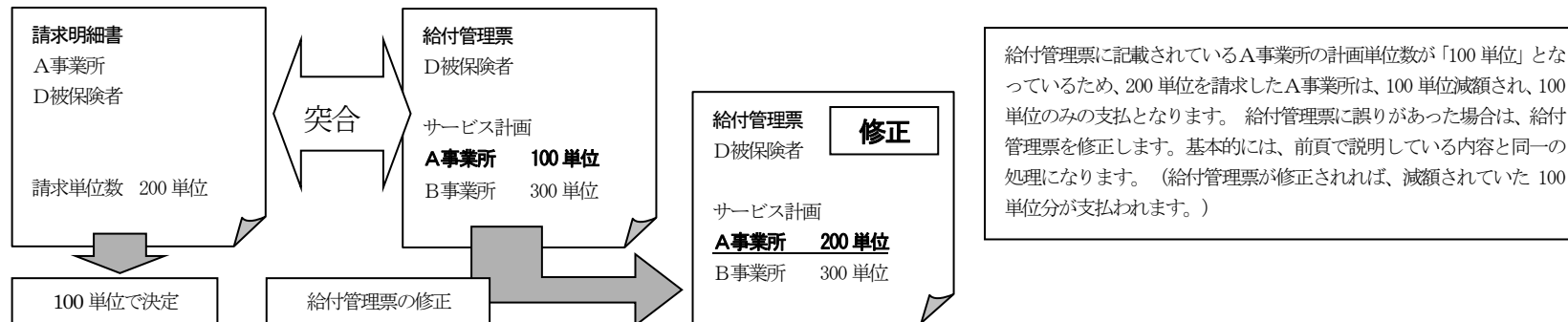
内容・・給付管理票の実績を超えるもの 事由記号＝B

原因・・請求された請求明細書の被保険者の給付管理票は居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから提出されていて、その中に該当のサービス事業所の該当サービスの実績（計画単位数）が入力（記載）されているが、その給付管理票の計画単位数が請求明細書の請求単位数よりも少なかった場合。

この場合、確定単位数は給付管理票の計画単位数と同じ単位数になります。

対応・・基本的な対応については、「給付管理票に実績が記載されていないもの」と同様となります。

「給付管理票の実績を超えるもの」についての具体例（請求明細書に誤りが無かった場合）



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式は別様式となる
が、介護給付分と見方は同様となり
ます。

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
①「被保険者氏名」 返戻（または保留）となった請求明細書等の被保険者番号に対する被保険者氏名が表示されます。				④「サービス種類」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類が表示されます。				⑧「内容」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）が表示されます。	
②「種別」 返戻（または保留）となったものの種別が表示されます。 「請」… 請求明細書（サービス計画費を除く） 「サ」… サービス計画費（ケアプラン料） 「給」… 給付管理票 「ケ」… 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）				⑤「サービス項目等」 返戻となった請求明細書のサービス項目コード等が表示されます。					
③「サービス提供年月」 返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月が表示されます。					⑥「単位数（特定入所者介護費等）」 返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費が表示されます。				⑨「備考」 返戻（または保留）となった請求明細書等の返戻（または保留）の内容（事由）を「介護保険審査チェックエラーコード一覧」のエラーコードで表示します。
								⑦「事由」 返戻（または保留）となった請求明細書等の事由に対する大まかな分類コードが表示されます。	

※ 種別：サ…サービス計画費請求明細書、 請…請求明細書、 給…給付管理票 ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

※ 備考の保留は、当月審査分において居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターから給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の見方について

各事業所から請求等のあった「介護給付費請求明細書」及び「給付管理票」について、チェックを行いエラーとなったものを返戻（保留）としています。

この一覧表は、この返戻（保留）となった「介護給付費明細書」及び「給付管理票」を各事業所へ通知するために作成しています。

主なチェックは、次のとおりです。

- (1)必要箇所への入力（記入）漏れ、入力（記入）誤りがあるもの。
- (2)請求明細書等の請求額等に計算誤りがあるもの。
- (3)該当被保険者の資格に関する情報（受給者台帳）、該当事業所の届出情報（事業所台帳）等と突合して、一致しなかったもの。
- (4)請求明細書や給付管理票を重複して請求したもの、また、登録されていない給付管理票に対して「修正」の給付管理票が出されたもの。
- (5)その他、審査チェックでエラーとなったもの。

各項目の説明 （前ページの①～⑨に対応しています。）

①「被保険者氏名」

請求明細書等に入力（記入）された「保険者番号」・「被保険者番号」と保険者が本会へ登録している“受給者台帳”とを突合し、“受給者台帳”に登録されている「被保険者氏名」を表示しています。そのため、「保険者番号」・「被保険者番号」のどちらかでも入力（記入）誤りがあると、請求していると思っていた被保険者と違う「被保険者氏名」が表示される場合があります。また、“受給者台帳”に登録が無い場合は表示されません。再請求の場合は、「保険者番号」・「被保険者番号」を確認して提出して下さい。

②「種 別」

返戻（保留）となったものの請求種別が表示されます。

「サ」・・・ サービス計画費（ケアプラン料）

「請」・・・ 請求明細書（サービス計画費を除く）

「給」・・・ 給付管理票

「ケ」・・・ 介護予防ケアマネジメント費請求明細書（※総合事業の場合に限る）

返戻（保留）になっているものがどの種別かを必ず確認して、再提出（再提出の必要があるもの）して下さい。

③「サービス提供年月」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス提供年月を表示しています。

請求年月ではありませんので、前月以前に提出した請求明細書が返戻されてこの帳票に表示される場合があります。

④「サービス種類」

返戻（または保留）となった請求明細書等のサービス種類をコードで表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分を表示します。

その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分のみが表示となります。ただし、一部のサービスコード分の返戻（または保留）しか表示されていないくても、請求明細書・給付管理票は1件全部の返戻（または保留）となります。

サービス種類欄が空欄は給付管理票の「合計情報」（サービス計画の合計）です。

⑤「サービス項目等」

返戻となった請求明細書等のサービス項目等を表示します。

返戻となった請求明細書のうち明細情報と特定入所者介護サービス費情報のエラーにはサービス項目コード、特定診療費・特別療養費情報のエラーには識別番号が表示されます。

⑥「単位数（特定入所者介護費等）」

返戻（または保留）となった請求明細書等の単位数または特定入所者介護費等を表示します。

請求明細書・給付管理票1件に複数のサービスがあり、全てのサービスに該当するエラーがある場合は、全サービスコード分の単位数を表示します。その中の一部のサービスコード分のみがエラーとなった場合は、エラーとなったサービスコード分の単位数のみが表示となります。

また、特定入所者介護費等については、単位数ではなく、「費用額合計」の表示となります。

⑦「事 由」

請求明細書等が返戻（または保留）となった事由をアルファベット1文字で表示します。

事由記号の内容

「A」・・・請求明細書等の基本的な項目に対する入力（記入）誤り、入力（記入）漏れ等で、審査処理で一次チェックエラーとなったもの。

「B」・・・本会の審査システムに保険者が登録する“受給者台帳”や県が登録する“事業所台帳”と請求明細書等を突合し、不一致としてエラーとなったもの。また、当月以前に請求又は登録のあった請求明細書や給付管理票に対して、再請求または登録しようとしてエラーとなったもの。登録の無い給付管理票に対して修正をしようとしてエラーとなったもの等、審査処理で資格チェックエラーとなったもの。

「C」・・・請求明細書に対する給付管理票との突合不一致のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「保留」のものと「返戻」となるものがあります。

「D」・・・サービス計画費に対する給付管理票が未提出のもの。

この場合、一覧表の備考欄は「返戻」となります。

「E」・・・介護給付費等審査委員会で返戻となったもの。

⑧「内 容」

請求明細書等が返戻（または保留）となった原因の項目とコメントを表示します。

この欄を参照して請求明細書等の修正等をして下さい。

⑨「備 考」

請求明細書等が返戻となった原因を4文字のコード（アルファベットと数字の組合せ）で表示します。

4文字のコード又は「返戻」が表示されている場合は返戻です。エラーの原因と対応については、4文字のコード「エラーコード」毎に代表的なものをエラーコード解説（P 38以降）に掲載していますのでご参照下さい。

「保留」が表示されている場合の原因と対応については、エラーコード「保留」（P 88）を参照して下さい。

エラーコード一覧（平成30年5月以降審査分）

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
1	形式誤り（AAA）	AAA0	一次：レコードフォーマットに誤りがあります。（項目数不正）	レコード形式（項目数）誤り	○
2		AAA1	一次：請求明細書のレコード種別の組み合わせに誤りがあります。	請求明細書のレコード種別の組み合わせ誤り	○
3		AAA2	一次：必要なレコードでないものがあります。	不要なレコードあり	○
4		AAA3	一次：レコード件数が規定の件数を超えています。	レコード件数が規定件数を超過	○
5		AAA4	一次：コントロールレコードのデータ種別に対する交換情報識別番号に誤りがあります。	データ種別に対する交換識別番号の不整合	○
6		AAA5	一次：介護給付費請求明細書の基本情報レコードが存在しません。	請求明細書の基本情報レコード未登録	○
7		AAA6	一次：償還連絡票の償還明細情報レコードが存在しません。	償還連絡票の償還明細情報未登録	
8		AAA7	一次：償還明細情報レコードに対応する償還連絡票情報が存在しません。	償還明細情報レコードの連絡票情報未登録	
9		AAA8	一次：CSVの形式に誤りがあります。	CSV形式誤り	○
10		AAA9	一次：一項目の長さが大きすぎます。	項目長が規定を超えています	○
11		AAAA	一次：償還連絡票にフォーマットエラーがある為、無効な明細書とします。	償還連絡票の形式エラーにより明細書無効	
12		AAAB	一次：過誤・再審査回数が不正に設定されています。	過誤・再審査回数誤り	
13		AAAC	一次：コントロールレコードの送付元と送付内容の關係に誤りがあります。	送付元と送付内容の關係誤り	
14		AAAD	一次：該当保険者は当該業務を委託していません。	該当保険者は業務委託外	
15	項目属性誤り（AB）	ABB0	一次：必須項目であるのに値が存在しません。	必須項目が未設定	○
16		ABB1	一次：この項目は、設定不可項目です。	当項目は設定不可	○
17		ABB2	一次：数値ではない値が設定されています。	数値項目に数値以外を設定	○
18		ABB3	一次：日付の形式に誤りがあります。	日付の形式誤り	○
19		ABB4	一次：集計情報が複数レコード存在します。	集計情報が複数レコード	○
20		ABB6	一次：規定外のコードが設定されています。	規定外コードを設定	○
21		ABB7	一次：規定の最大桁数を超えています。	規定の最大桁数を超過	○
22		ABB8	一次：往診日数と往診医療機関名の關係に誤りがあります。	往診日数と往診医療機関名の關係に誤り	○
23		ABB9	一次：通院日数と通院医療機関名の關係に誤りがあります。	通院日数と通院医療機関名の關係に誤り	○
24		ABBA	一次：居宅サービス計画費の中で、値が統一されていません。	サービス計画費レコードが不統一	○
25		ABBC	一次：公費負担者番号が設定されているにも関わらず公費受給者番号又は公費給付率が設定されていません。	公費受給者番号又は公費給付率が未設定	○
26		ABBE	一次：基本情報のキー項目と關係する情報のキー項目が一致しません。	基本キー項目と関連情報不一致	○
27		ABBF	一次：交換情報識別番号（介護給付費明細書様式）とサービス種類の關係に誤りがあります。	様式番号とサービス種類の不整合	○

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
28	項目属性誤り（ＡＢ）	ABBG	一次：半角のエリアに全角の文字が設定されています。	半角エリアに全角文字を設定	○
29		ABBH	一次：全角のエリアに半角の文字が設定されています。	全角エリアに半角文字を設定	○
30		ABBJ	一次：中止年月日と中止理由コードまたは退所（院）年月日と退所（院）後の状態の関係に誤りがあります。	年月日と中止理由又は退所後の状態不整合	○
31		ABBK	一次：償還連絡票情報のキー項目と関係する情報のキー項目が一致しません。	償還連絡票情報キー項目と関連情報不一致	
32		ABBL	一次：集計情報又は食事情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	集計又は食事情報に一致サービス種類無	○
33		ABBM	一次：明細情報に一致するサービス種類コードが存在しません。	明細情報に一致するサービス種類コード無	○
34		ABBN	資格：同一サービスに同じ公費給付率の公費請求が複数存在しています。	同一サービス同一公費給付率複数有	
35		ABBQ	一次：給付管理票の中で、給付管理票作成区分コードが統一されていません。	コード値が給付管理票内で不統一	○
36		ABBR	一次：被保険者番号のコードが不正です。	被保険者番号のコード誤り	○
37		ABBS	一次：生活保護者以外の公費への請求は、受け付けられません。	生活保護以外の公費請求は受付対象外	○
38		ABBU	一次：証記載保険者番号が統一されていません。	証記載保険者番号が不統一	○
39		ABBV	一次：被保険者番号が統一されていません。	被保険者番号が不統一	○
40		ABBW	一次：サービス提供年月が統一されていません。	サービス提供年月が不統一	○
41		ABBX	一次：支援事業所番号が統一されていません。	支援事業所番号が不統一	○
42		ABBY	一次：公費負担者番号の妥当性エラーです。（先頭２桁が不正です。）	公費負担者番号先頭２桁が法別番号でない	○
43		ABBZ	資格：生保単独の公費併用に食事情報の設定は認められません。	生保単独の公費併用食事設定不可	○
44		ABP1	資格：介護給付費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	当該給付実績情報は給付実績に未登録	
45		ABQX	資格：特定介護サービスの請求に対する様式が不一致です。	特定入所者様式不一致	
46		AB01	一次：生保単独の総合事業の請求は受け付けません。	同左	○
47		AB02	一次：様式とサービス種類の関係に誤りがあります。	同左	○
48		AB03	一次：回数には１以外設定できません。	同左	○
49		AB04	資格：総合事業費給付実績に該当する給付実績情報が存在しません。	同左	
50		AB05	一次：規定英数字でない値が設定されています。	規定英数字以外を設定	○
51		AB06	資格：公費と出来高の関係に誤りがあります。	同左	
52		AB07	資格：特定介護サービスの請求に対するサービス種類が不一致です。	同左	
53		AB08	一次：サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	同左	○
54		AB09	一次：ＤＰＣコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがあります。	同左	○
55		AB10	一次：利用者状態等コードに規定外のコードが設定されています。	同左	○

項番	カテゴリー等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
56	(A-C) (二重登録)	ACC0	一次：既に該当する介護給付費請求書が存在しています。	既に該当介護給付費請求書有り	
57		ACC1	一次：既に該当する介護給付費請求書別紙が存在しています。	既に該当介護給付費請求書別紙有り	
58		AC01	一次：既に該当する総合事業費請求書が存在しています。	同左	
59	台帳突合誤り (一次) (A-D)	ADD0	一次：事業所基本台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくは事業所基本台帳に未登録	
60		ADD1	一次：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	無効もしくはサービス台帳に未登録	
61		ADD2	一次：保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。	当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	
62		ADD3	一次：事業所基本台帳の指定・基準該当サービス区分コードと一致しません。	指定・基準該当サービス区分コード誤り	
63		ADD4	一次：サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表に該当する情報が存在しません。	(事業所評価加算で使用につき該当無し)	
64		ADDA	一次：有効期間外の保険者です。	有効期間外の保険者	
65		ADDB	一次：有効期間外の広域市町村（行政区）です。	有効期間外の広域市町村（行政区）	
66		ADDC	一次：証記載保険者番号が単独保険者または広域行政区番号ではありません。	証記載保険者番号誤り	
67		ADDD	一次：有効期間外の保険者または広域市町村（行政区）です。	有効期間外の保険者又は広域市町村等	
68		ADDE	一次：自県内のサービス事業所からの請求ではありません。	他県サービス事業所からの請求	○
69		ADDF	一次：法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
70		ADDG	一次：有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
71		ADDH	一次：公費１・２・３の優先順位関係に誤りがあります。	公費１・２・３の優先順位に誤り	
72		ADDJ	一次：他県保険者認定の基準該当事業所です。	他県保険者認定の基準該当事業所です	
73		ADDK	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が廃止されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は廃止	
74		ADDL	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が論理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は論理削除	
75		ADDM	一次：決定時の事業所（基本またはサービス）台帳が物理削除されています。	当該事業所情報は事業所台帳上は物理削除	
76		ADDN	一次：支払が停止されている事業所です	支払が停止されている事業所です	
77		ADDP	一次：該当保険者により支払が停止されています	該当保険者により支払が停止されています	
78		ADDQ	一次：事業所指定の効力が停止された事業所です。	指定の効力が停止された事業所です	
79		ADDR	一次：介護支援専門員台帳に該当する介護支援専門員情報が存在しません。	介護支援専門員情報が未登録	
80		ADDS	一次：決定時の事業所サービス台帳が指定有効期間外です。	当該事業所情報は事業所台帳上指定期間外	
81		ADDT	一次：決定時の事業所サービス台帳が効力停止中です。	当該事業所情報は事業所台帳上は効力停止	
82		AD01	一次：自県内の証記載保険者ではありません。	同左	○

項番	カテゴリー等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
83	サービス提供年月誤り（A E）	AEE0	一次：開始年月日と終了年月日の関係に誤りがあります。	終了年月日が開始年月日より前のため誤り	○
84		AEE1	一次：サービス提供年月（対象年月）が介護保険制度の施行前になっています。	サービス提供年月誤り（制度施行前）	○
85		AEE2	一次：日数が期間を超えています。	日数が期間を超過	○
86		AEE3	一次：サービス提供年月（対象年月）が審査年月以降になっています。	サービス提供年月誤り（審査月以降）	○
87		AEE6	一次：公費の回数（日数）が介護保険の回数（日数）を超えています。	公費の回数・日数が保険分を超	○
88		AEE7	一次：有効期間外の給付管理票種別区分コードです。	有効期間外の給付管理票種別区分コード	○
89		AEE8	一次：有効期間外の交換情報識別番号です。	有効期間外の交換情報識別番号	○
90		AEE9	一次：短期入所期間の連続利用日数が30日を超えています。	短期入所連続利用日数が30日を超過	○
91		AEEA	一次：年月日がサービス提供年月の期間外です。	年月日がサービス提供年月の期間外	○
92		AEEB	一次：食事情報の記載に誤りがあります。	食事情報の記載誤り	○
93		AEEC	資格：公費対象単位数が介護保険のサービス単位数を超えています。	公費対象単位数オーバー	
94		AEF0	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	市町村認定の利用可能日数超過	
95		AEF1	資格：外泊加算又は試行的退所サービスの請求日数が外泊日数を超えています。	外泊・試行的退所が外泊日数超	
96		AEF2	一次：他県受給者の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県受給者の県単公費請求は受付対象外	○
97		AEF3	一次：他県の県単公費の請求は、受け付けられません。	他県の県単公費請求は受付対象外	
98		AEF4	資格：認定有効期間と入退所年月日に重なりがありません。	入退所年月日が認定有効期間外	
99		AEF5	一次：自己作成の場合、他県受給者を指定できません。	自己作成の場合、他県受給者は指定不可	○
100		AEF6	資格：同一サービス種類において複数の特別地域加算等のサービスは請求できません。	特別地域加算等請求複数有り	
101		AEF7	資格：公費負担者番号が重複しています。	公費負担者番号が重複	○
102		AEF8	一次：短期入所（利用型）における入所実日数が30日または入所日数を超えています。	入所実日数が有効日数超過	○
103		AEF9	一次：サービス計画費の台帳過誤は受け付けられません。	サービス計画費台帳過誤受付不可	
104		AEFA	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	集計値がサービス実日数超過	
105		AEFB	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が受給可能日数超過	
106		AEFC	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	該当項目が償還払期間内の請求	
107		AEFD	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	明細が償還払期間内の請求	
108		AEFE	資格：当該サービスコードの算定に必要なサービスが請求されていません。	算定に必要なサービス未請求	
109		AEFJ	資格：請求された日数は受給可能な日数を超えています。	サービス可能な日数を超過	○
110		AE01	一次：サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の施行前になっています。	同左	○

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
111	サービス提供年月誤り（AE）	AE02	一次：サービス提供年月が介護予防・日常生活支援総合事業の施行前になっています。	同左	○
112		AE03	資格：サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業開始年月より前になっています。	同左	
113		AE04	一次：サービス提供年月が住所地特例に関わる事務の見直し前になっています。	同左	○
114		AE05	資格：サービス提供年月が保険者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月より後になっています。	同左	
115		AE06	一次：介護予防ケアマネジメント費の台帳過誤は受け付けられません。	同左	
116		AE07	一次：サービス提供年月が保険者の介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）終了年月より後になっています。	同左	
117		AE08	資格：公費対象単位数が総合事業のサービス単位数を超えています。	同左	
118		AE09	一次：公費の回数（日数）が総合事業の回数（日数）を超えています。	同左	
119		AE0A	資格：保険者の介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月より後になっています。	同左	
120		AE0B	一次：サービス提供年月（対象年月）が過去データの制限年月より前になっています。	同左	○
121	緊急時情報関連（AG）	AGG0	資格：明細情報に設定されている緊急時施設サービスに対応する緊急時施設療養（診療）費情報が存在しません。	明細情報に対する緊急施設情報無	○
122		AGG1	資格：緊急時施設療養（診療）費情報に対応する明細情報の緊急時施設サービスが存在しません。	緊急時施設療養（診療）費情報に対する明細情報無	
123		AGG2	資格：緊急時施設管理サービスが、月1回を超えて請求されています。	緊急時施設管理サービス回数超	○
124		AG01	資格：明細情報に設定されている緊急時治療管理に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
125		AG02	資格：明細情報に設定されている所定疾患施設療養費に対応する所定疾患施設療養費等情報が存在しません。	同左	○
126		AG03	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の緊急時治療管理サービスが存在しません。	同左	
127		AG04	資格：所定疾患施設療養費等情報に対応する明細情報の所定疾患施設療養費サービスが存在しません。	同左	
128		AG05	資格：所定疾患施設療養費サービスが、月1回を超えて請求されています。	同左	○
129		AG06	資格：摘要が記載されていません。	同左	○
130	特定情報関連（AH）	AHH1	資格：介護特定診療・特別療養・特別診療表に該当するサービス情報が存在しません。	特定診療・特別療養・特別診療表に未登録	
131		AHH2	資格：有効期間外の特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	有効期間外の特定診療・特別療養・特別診療	
132		AHH3	資格：特定診療・特別療養・特別診療マスタの個別リハビリテーション基準提供回数を超えています。	個別リハビリ基準提供回数超過	
133		AHH4	資格：請求されたサービス種類では算定できない特定診療費・特別療養費・特別診療費です。	請求と特定診療・特別療養・特別診療の不整合	
134		AHH5	資格：同時に請求できないサービスです。	同時請求不可ーサービス	
135		AHH6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定診療費・特別療養費・特別診療費）	同時請求不可ーサービス	
136		AH01	資格：基本摘要情報が記載されていません。	同左	
137		AH02	資格：摘要種類コードにDPCコード（疾患コード）が記載されていません。	同左	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
138	二重登録（資格）（AN）	ANN0	資格：同月に該当する給付管理票を提出済みです。	同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	
139		ANN1	資格：既に該当する給付管理票が存在しています。（区間異動）	既に該当給付管理票有り（区間異動）	
140		ANN2	資格：同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	同月に同じ請求明細書を提出済	
141		ANN3	資格：既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。（区間異動）	既に該当請求明細書有り（区間異動）	
142		ANN4	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。	過去に同じ請求明細書を提出済	
143		ANN5	資格：既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。（区間移動）	既に該当給付費給付実績有り（区間異動）	
144		ANN6	資格：同月に再審査を行っています。	同月に再審査を実施済	
145		ANN7	資格：既に過誤調整を行っています。	同月に市町村等による過誤調整を実施済	
146		ANN8	資格：既に該当する償還払連絡票が存在しています。	既に該当償還払連絡票有り	
147		ANN9	資格：対象となる給付管理票は存在しません。	給付管理票の作成区分新規での提出が必要	
148		ANNA	資格：既に給付管理票修正を行っています。	既に給付管理票修正を実施済	
149		ANNB	資格：公費受給者番号が重複して使われています。	公費受給者番号の重複	
150		ANNC	資格：既に償還明細書が提出されています。	既に償還払明細書を提出済	
151		ANN D	資格：既に介護給付費請求明細書が提出されています。	既に介護給付費請求明細書を提出済	
152		ANNE	資格：過去に再審査を行っています。	過去に再審査を実施済	
153		ANNF	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
154		ANN G	資格：特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。	報酬全査定（特定入所者介護決定済）	
155		ANNH	資格：既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。	（事業所評価加算で使用につき該当無し）	
156		ANNJ	資格：過去に該当する給付管理票を提出済みです。	過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	
157		ANNK	資格：給付管理票内の明細情報が重複しています。	給付管理票内でサービス情報が重複	○
158		ANNL	資格：介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。	請求明細書内の情報が重複	○
159		ANNM	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。（ゼロ査定のサービスあり）。	支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	
160		AN01	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。	同左	○
161		AN02	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
162		AN03	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。（区間異動）	同左	
163		AN04	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。	同左	
164		AN05	資格：既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。（区間異動）	同左	
165		AN06	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
166	二重登録（資格）（AN）	AN07	資格：同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
167		AN08	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	
168		AN09	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
169		AN10	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。	同左	
170		AN11	資格：過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
171		AN12	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。	同左	
172		AN13	資格：過去に該当する介護給付費請求明細書（介護予防支援費）を提出済みです。（区間異動）	同左	
173	償還系誤り（AR）	ARR0	資格：保険給付支払の一時差止です。	保険給付支払の一次差し止め	
174		ARR1	資格：共同処理用受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	受給者情報が共同処理用同台帳に未登録	
175		ARR2	一次：共同処理用保険者台帳に該当する保険者情報が存在しません。	保険者情報が共同処理用同台帳に未登録	
176		ARR3	資格：短期入所限度額管理対象期間終了前の申請です。	短期入所限度額管理対象期間終了前の申請	
177		ARR4	一次：福祉用具販売年月とサービス提供年月が一致していません。	福祉用具販売年月とサービス提供月不一致	
178		ARR5	一次：住宅改修着工年月とサービス提供年月が一致していません。	住宅改修着工年月とサービス提供月不一致	
179		ARR6	資格：審査済みの申請に、要介護区分に非該当・旧措置無しが設定されています。	審査済申請に非該当・旧措置無しの設定有	
180		ARR7	一次：審査方法区分コードが有効な値ではありません。	有効な審査方法区分コードでない	
181		ARR8	一次：要介護状態区分コードが有効な値ではありません。	要介護状態区分コード誤り	
182		ARR9	一次：口座名義人に使用できない文字があります。	口座名義人に不正な文字あり	
183		ARRA	資格：審査済みの申請に、要介護区分に事業対象者が設定されています。	同左	
184	計算誤り（AS）	ASS0	資格：保険及び公費請求額と利用者負担額（標準負担額）の合計が、審査により再計算した総額又は訂正後求めた総額を超えています。	利用者負担額等の総額が再計算値を超過	
185		ASS1	資格：標準負担額（月額）の計算結果が不正になります。	標準負担額（月額）の計算結果誤り	
186		ASS2	資格：公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。	公費と保険の出来高医療費単位数合計不一致	○
187		ASS3	資格：サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。	単位数と請求額、本人負担額の関係誤り	○
188		ASS4	資格：生保単独の公費併用の請求額が不正です。	生保単独の公費併用請求額誤り	○
189	サービス提供（A）年月誤	ASS5	資格：請求金額等が計算値を超えています。	請求金額等計算値超過	
190		ASS6	資格：受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。	市町村認定の負担限度額と相違	
191		ASS7	資格：集計情報の出来高単位数が（緊急＋特定）の単位数と一致しません。	集計と緊急＋特定の出来高単位数不一致	○
192		ASSA	資格：既定値又は計算値を超えているため自動訂正しました。	記載された値が計算値を超過	
193		ASSB	資格：査定後の請求額が計算できません。	査定後の請求額計算不可	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
194	サービス提供年月誤り（ＡＥ）	ASSC	資格：生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。	生保単独の食事提供費請求額が超過	
195		ASSD	資格：生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。	生保単独の公費食事提供費が計算値超	
196		ASSE	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が費用額を超えています。	生保単独の公費負担額が超過	
197		ASSF	資格：生保単独受給者の公費負担額（明細）が計算値を超えています。	生保単独の公費負担額計算値超	
198		AS01	資格：利用者負担額が明細情報の合計を超えています。	同左	
199		AS02	資格：利用者負担額が計算値を超えています。	同左	
200		AS03	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
201		AS04	資格：請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
202		AS05	資格：請求額が計算値を超えています。（給付率）	同左	
203		AS06	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率）	同左	
204		AS07	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（給付率：支給限度基準額超過）	同左	
205		AS08	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額）	同左	
206		AS09	資格：事業費請求額が計算値を超えています。（定額：支給限度基準額超過）	同左	
207		AS0A	資格：請求金額等が計算値と異なります。	同左	
208		AS0B	資格：減算単位数が一致しません。	同左	
209		AS0C	資格：本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。（身体拘束廃止取組）	同左	
210		AS0D	資格：サービス単位数が計算値と一致していません。	同左	
211	数値不正（一次）（ＡＴ）	ATT0	一次：保険給付率が０（ゼロ）は、不正です。	保険給付率０は誤り	○
212		ATT1	一次：保険単位数合計＞０のとき、保険請求額が０（ゼロ）は、不正です。	保険請求額０は誤り	○
213		ATT2	一次：保険出来高医療費単位数合計＞０のとき、保険出来高医療費請求額が０（ゼロ）は、不正です。	保険出来高医療費請求額０は誤り	○
214		ATT3	一次：食事提供費合計＞０のとき、食事提供費請求額が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供費請求額０は誤り	○
215		ATT4	一次：サービス計画費の請求金額が０（ゼロ）は、不正です。	サービス計画費請求額０は誤り	○
216		ATT5	一次：生保単独受給者のとき、保険請求額＞０は、不正です。	保険請求額＞０は誤り（生保単独）	○
217		ATT6	一次：生保単独受給者のとき、保険出来高請求額＞０は、不正です。	保険出来高請求額＞０は誤り（生保単独）	○
218		ATT7	一次：生保単独受給者のとき、食事提供費請求額＞０は、不正です。	食事提供費請求額＞０は誤り（生保単独）	○
219		ATT8	一次：生保単独受給者のとき、公費１給付率＝０は、不正です。	公費１給付率０は誤り（生保単独）	○
220		ATT9	一次：生保単独受給者のとき、保険出来高単位数＞０かつ公費出来高請求額＝０は、不正です。	公費１出来高請求額０は誤り（生保単独）	○
221		ATTA	一次：生保単独受給者のとき、給付単位数＞０かつ公費１請求額＝０は、不正です。	公費１請求額０は誤り（生保単独）	○

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
222	数値不正（一次）（ＡＴ）	ATTB	一次：生保単独受給者のとき、食事提供費合計＞０かつ公費１食事提供費請求額＝０は、不正です。	公費１食事費請求額０は誤り（生保単独）	○
223		ATTC	一次：公費給付率＞９０以外は、不正です。	公費給付率＞９０以外は誤り	
224		ATTD	一次：給付単位数＞０のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数＝０は、不正です。	計画／限度額管理対象単位数０は誤り	
225		ATTE	一次：給付単位数が０（ゼロ）は、不正です。	給付単位数０は誤り	○
226		ATTF	一次：食事提供費合計が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供費合計０は誤り	○
227		ATTG	一次：サービス計画費の単位数が０（ゼロ）は、不正です。	サービス計画費単位数０は誤り	○
228		ATTH	一次：基本食日数×基本食単価＞０のとき、基本食金額が０（ゼロ）は、不正です。	基本食金額０は誤り（日数×単価＞０）	○
229		ATTJ	一次：特別食日数×特別食単価＞０のとき、特別食金額が０（ゼロ）は、不正です。	特別食金額０は誤り（日数×単価＞０）	○
230		ATTK	一次：基本食日数＋特別食日数＞０のとき、食事提供延べ日数が０（ゼロ）は、不正です。	食事提供延べ日数０は誤り（基＋特＞０）	○
231		ATTL	一次：給付計画単位数・日数にゼロが指定されています。	給付計画単位数・日数ゼロは誤り	○
232		ATTM	一次：日数又は実日数が０（ゼロ）は、不正です。	サービス実日数ゼロは設定不可	○
233		ATTP	一次：保険分請求額合計が０（ゼロ）は、不正です。	保険分請求額合計０は誤り	○
234		ATTQ	一次：生保単独受給者のとき、公費請求額合計が０（ゼロ）は、不正です。	生保公費請求額０は誤り（生保単独）	○
235		ATTR	一次：受領すべき利用者負担額の総額が０（ゼロ）は、不正です。	受領すべき利用者負担額０は誤り	○
236		AT01	一次：ケアマネジメント費の単位数が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
237		AT02	一次：ケアマネジメント費のサービス単位数合計が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
238		AT03	一次：ケアマネジメント費の請求金額が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
239		AT04	一次：給付単位数＞０のとき、事業費請求額が０（ゼロ）は誤りです。	同左	○
240		AT05	一次：生保単独受給者のとき、事業費請求額＞０は、誤りです。	同左	○
241		AT06	一次：介護予防ケアマネジメント費の公費給付率が１００％以外は、誤りです。	同左	○
242		AT07	一次：公費の回数（日数）と総合事業の回数（日数）が一致していません。	同左	○
243		AT08	一次：公費のサービス単位数と総合事業のサービス単位数が一致していません。	同左	○
244		AT09	一次：公費のサービス単位数合計と総合事業のサービス単位数合計が一致していません。	同左	○
245		AT0A	一次：ケアマネジメント費の利用者負担額＞０は誤りです。	同左	○
246		AT0B	一次：生保単独受給者のとき、ケアマネジメント費の公費１負担額＞０は誤りです。	同左	○
247		AT0C	一次：公費負担者番号に該当する公費請求がありません。	同左	○
248		AT0D	一次：サービス単位数合計が単位数上限を超えています。	同左	○

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
249	数値不正（資格）（AU）	AUQ3	資格：再審査の申立単位数が当初請求時のサービス単位数を超えています。	再審査申立単位数が当初請求時単位数超過	
250		AUU0	資格：保険単位数合計＞０のとき、保険請求額が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	保険請求額が０に訂正されエラー	
251		AUU1	資格：保険出来高医療費単位数合計＞０のとき、保険出来高医療費請求額が０（ゼロ）に訂正され、不正になりました。	保険出来高請求額が０に訂正されエラー	
252		AUU2	資格：サービス計画費の請求金額が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	サービス計画請求額が０に訂正されエラー	
253		AUU3	資格：公費給付率＞９０以外に訂正され、不正となりました。	公費給付率＞９０に訂正されエラー	
254		AUU4	資格：給付単位数＞０のとき、計画単位数または限度額管理対象単位数が０に訂正され、不正となりました。	計画／限度対象単位数が０訂正されエラー	
255		AUU5	資格：給付単位数が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	給付単位数が０に訂正されエラー	
256		AUU6	資格：食事提供費合計が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	食事提供費合計が０訂正されエラー	
257		AUU7	資格：サービス計画費の単位数が０（ゼロ）に訂正され、不正となりました。	サービス計画費単位数が０訂正されエラー	
258		AUU8	資格：食事標準負担額（日額）が不正です。	食事標準負担額（日額）誤り	
259		AUU9	資格：福祉用具貸与に係る特別地域加算が福祉用具貸与費の１００分の１００を超えています。	福祉用具貸与に係る特別地域加算オーバー	
260		AUUA	資格：集計情報の記載内容と一致しません。	集計情報の記載内容と不一致	
261		AUUB	資格：旧措置入所者で、かつ、保険給付率≧９５％の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	旧措置で保険給付率≧９５の場合設定不可	
262		AU01	資格：単位数単価が誤りです。	同左	
263		AU02	資格：生保受給者の公費本人負担額が１５０００円を超えています。	同左	
264	医療（Y）	Y0	一次：入院区分コード、給付点検の項目何れもが未設定です。	入院区分コード給付点検の項目が未設定	
265		Y1	一次：規定の桁数を満たしていません。	桁数不正	
266		Y2	一次：日数が暦日を超えています。	日数が暦日を超過	
267		Y3	一次：診療年月が処理年月以降になっています。	診療年月誤り（処理年月以降）	
268	その他（ZZ）	ZZZZ	その他エラー	その他エラー	
269	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10PT	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無との関係に誤りがあります。	居宅サービス等利用有無の設定と不一致	
270		10Q4	資格：送付元と居宅サービス計画作成区分が異なります。	送付元と居宅サービス計画作成区分が相違	
271		10QB	資格：居宅サービス計画作成区分と計画サービス種類の関係に誤りがあります。	サービス種類と作成区分が相違	
272		10QC	資格：指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が不正です。	サービス台帳の食事管理の状況の値誤り	
273		10QD	資格：指定・基準該当等サービス台帳の食事管理の状況の値が３：別表第二注２口該当の時、特別食単価・日数・金額に値が設定されています。	特別食単価・日数・金額項目設定不可	
274		10QE	資格：生活保護指定を受けていない事業所のため請求できません。	生保指定無事業所のため請求できません	
275		10QF	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	サービス内容と要介護度不一致	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
276	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10QG	資格：旧措置入所者特例対象外の受給者です。	旧措置入所者特例対象外受給者	
277		10QK	資格：特地加算は算定できない事業所です。	特地加算算定対象外の事業所です	
278		10V1	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別地域加算）	算定不可－特別地域加算	
279		10V2	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急時訪問看護加算）	算定不可－緊急時訪問看護加算	
280		10V3	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別管理体制）	算定不可－特別管理体制	
281		10V4	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（機能訓練指導体制）	算定不可－機能訓練指導体制	
282		10V5	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（食事算定体制）	算定不可－食事算定体制	
283		10V6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入浴介助体制）	算定不可－入浴介助体制	
284		10V7	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特別入浴介助体制）	算定不可－特別入浴介助体制	
285		10V8	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション加算状況）	算定不可－リハビリ加算状況	
286		10V9	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準）	減算請求要－療養環境基準減算	
287		10VA	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（障害者生活支援体制）	算定不可－障害者生活支援体制	
288		10VB	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（常勤専従医師配置）	算定不可－常勤専従医師配置	
289		10VC	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間勤務条件基準）	算定不可－夜間勤務条件基準	
290		10VD	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医師配置）	算定不可－医師配置	
291		10VE	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（精神科医師定期的療養指導）	算定不可－精神科医師定期指導	
292		10VF	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症専門棟）	算定不可－認知症専門棟	
293		10VG	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（送迎体制）	算定不可－送迎体制	
294		10VH	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算（訪問介護））	算定不可－特定事業所訪問	
295		10VJ	資格：請求先の公費負担者番号のため、事業所からの請求には使用できません。	当該公費負担者番号は使用不可	
296		10VK	資格：指定・基準該当等サービス台帳の施設等の区分コードと一致しません。	施設等の区分コード不一致	
297		10VL	資格：指定・基準該当等サービス台帳の人員配置区分コードと一致しません。	人員配置区分コード不一致	
298		10VM	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号が生活保護の公費負担者番号ではありません。	受給者台帳記載の公費負担者番号が誤り	
299		10VN	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（食事提供の状況）	算定不可－食事提供の状況	
300		10VP	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（時間延長サービス体制）	算定不可－時間延長サービス体制	
301		10VQ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別リハビリテーション提供体制）	算定不可－個別リハビリ提供体制	
302		10VR	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間ケア体制）	算定不可－夜間ケア体制	
303		10VS	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（居住費対策）	算定不可－居住費対策	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
304	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10VT	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（人員基準欠如）	算定不可－人員基準欠如	
305		10VV	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション機能強化）	算定不可－リハビリ機能強化	
306		10VW	資格：社会福祉法人軽減事業実施事業所ではありません。	社会福祉法人軽減事業実施不可	
307		10VX	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（栄養管理の評価）	算定不可－栄養管理の評価	
308		10VY	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（若年性認知症ケア加算）	算定不可－若年認知症ケア体制	
309		10VZ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（運動器機能向上体制）	算定不可－運動器機能向上体制	
310		10W0	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（栄養マネジメント（改善）体制）	算定不可－栄養マネ・改善体制	
311		10W1	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（口腔機能向上体制）	算定不可－口腔機能向上体制	
312		10W2	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（事業所評価加算（決定））	算定不可－事業所評価加算	
313		10W3	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急受入体制）	算定不可－緊急受入体制	
314		10W4	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間看護体制）	算定不可－夜間看護体制	
315		10W5	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算（居宅介護支援））	算定不可－特定事業所支援	
316		10W6	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（大規模事業所）	算定不可－大規模事業所	
317		10W7	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（重度化対応体制）	算定不可－重度化対応体制	
318		10W8	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医療連携体制）	算定不可－医療連携体制	
319		10W9	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ユニットケア体制）	算定不可－ユニットケア体制	
320		10WA	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（在宅・入所相互利用体制）	算定不可－在宅・入所相互体制	
321		10WB	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ターミナルケア（看取り看護）体制）	算定不可－ターミナルケア体制	
322		10WC	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（身体拘束廃止取組）	減算請求要－身体拘束廃止取組	
323		10WD	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（小規模拠点集集体制）	算定不可－小規模拠点集集体制	
324		10WE	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（準ユニットケア体制）	算定不可－準ユニットケア体制	
325		10WF	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症ケア加算）	算定不可－認知症ケア加算	
326		10WG	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練体制）	算定不可－個別機能訓練体制	
327		10WH	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（アクティビティ実施加算）	算定不可－アクティビティ	
328		10WJ	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（設備基準）	減算請求要－設備基準	
329		10WK	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算）	算定不可－療養体制維持	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
330	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	10WL	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（３級ヘルパー体制）	算定不可－３級ヘルパー体制	
331		10WM	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中山間地域加算（地域））	算定不可－中山間加算（地域）	
332		10WN	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中山間地域加算（規模））	算定不可－中山間加算（規模）	
333		10WP	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（サービス提供体制強化）	算定不可－サービス提供体制	
334		10WQ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症短期集中リハビリ加算）	算定不可－認知症短期集中リハ	
335		10WR	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（若年性認知症受入加算）	算定不可－若年性認知症受入	
336		10WS	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制）	算定不可－看護体制	
337		10WT	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜勤職員配置）	算定不可－夜勤職員配置	
338		10WU	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養食加算）	算定不可－療養食加算	
339		10WV	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（日常生活継続支援）	算定不可－日常生活継続支援	
340		10WW	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症ケア加算）	算定不可－認知症ケア加算	
341		10WX	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（２４時間通報対応）	算定不可－２４時間通報対応	
342		10WY	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護職員配置）	算定不可－看護職員配置	
343		10WZ	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間ケア加算）	算定不可－夜間ケア加算	
344		1001	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（日中の身体介護２０分未満体制）	同左	
345		1002	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（サービス提供責任者体制）	同左	
346		1003	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（緊急短期入所体制確保加算）	同左	
347		1004	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（介護職員処遇改善加算）	同左	
348		1005	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（在宅復帰・在宅療養支援機能加算）	同左	
349		1006	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活機能向上グループ活動加算）	同左	
350		1007	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。	同左	
351		1008	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。	同左	
352		1009	資格：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。（住所地特例対象者）	同左	
353		100A	資格：事業所指定の効力が停止された事業所です。（住所地特例対象者）	同左	
354		100B	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制強化加算）	算定不可－看護体制強化加算	
355		100C	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（短期集中個別リハビリテーション実施加算）	算定不可－短期集中個別リハビリテーション実施加算	
356		100D	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーションマネジメント加算）	算定不可－リハビリテーションマネジメント加算	
357		100E	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（社会参加支援加算）	算定不可－社会参加支援加算	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
358	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	100F	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（短期集中リハビリテーション実施加算）	算定不可－短期集中リハビリテーション実施加算	
359		100G	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（中重度者ケア体制加算）	算定不可－中重度者ケア体制加算	
360		100H	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別送迎体制強化加算）	算定不可－個別送迎体制強化加算	
361		100J	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入浴介助体制強化加算）	算定不可－入浴介助体制強化加算	
362		100K	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活行為向上リハビリテーション実施加算）	算定不可－生活行為向上リハビリテーション実施加算	
363		100L	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（医療連携強化加算）	算定不可－医療連携強化加算	
364		100M	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所集中減算）	算定不可－特定事業所集中減算	
365		100N	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（総合マネジメント体制強化加算）	算定不可－総合マネジメント体制強化加算	
366		100P	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問看護体制強化加算）	算定不可－訪問看護体制強化加算	
367		100R	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（認知症加算）	算定不可－認知症加算	
368		100S	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看取り連携体制加算）	算定不可－看取り連携体制加算	
369		100T	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問体制強化加算）	算定不可－訪問体制強化加算	
370		100U	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（夜間支援体制加算）	算定不可－夜間支援体制加算	
371		100V	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（選択のサービス複数実施加算）	算定不可－選択のサービス複数実施加算	
372		100W	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（訪問看護体制減算）	算定不可－訪問看護体制減算	
373		100X	資格：当該サービスは、医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
374		100Y	資格：当該サービスは、歯科医師が行う居宅療養管理指導です。	同左	
375		100Z	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（定期巡回・随時対応サービスに関する状況）	算定不可－定期巡回・随時対応サービスに関する状況	
376		1010	資格：指定・基準該当等サービス台帳に該当する事業所情報が無効もしくは存在しません。	同左	
377		1011	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活相談員配置等加算）	同左	
378		1012	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練体制Ⅰ）	同左	
379		1013	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（個別機能訓練体制Ⅱ）	同左	
380		1014	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅰ又はⅢ）	同左	
381		1015	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅱ又はⅣ）	同左	
382		1016	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（重度認知症患者療養体制加算）	同左	
383		1017	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入居継続支援加算）	同左	
384		1018	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ターミナルケアマネジメント加算）	同左	
385		1019	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（配置医師緊急時対応加算）	同左	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
386	事業所基本台帳又はサービス台帳（１０）	101A	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（褥瘡マネジメント加算）	同左	
387		101B	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（移行定着支援加算）	同左	
388		101C	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（生活機能向上連携加算）	同左	
389		101D	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（ADL維持等加算）	同左	
390		101E	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（リハビリテーション提供体制加算）	同左	
391		101F	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（特定事業所加算Ⅳ）	同左	
392		101G	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（事業所評価加算）	同左	
393		101H	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（利用者の入院期間中の体制）	同左	
394		101J	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（食堂の有無）	同左	
395		101K	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（廊下））	同左	
396		101L	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（療養環境基準（療養室））	同左	
397		101M	資格：体制等の届出が減算であるにも関わらず減算の請求がありません。（サテライト体制）	同左	
398		101N	資格：特別介護医療院、特別介護保健施設等に該当する事業所では算定できないサービスです。	同左	
399		101P	資格：一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には算定できないサービスです。	同左	
400		101Q	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅰ）	同左	
401		101R	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（療養体制維持特別加算Ⅱ）	同左	
402		101S	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅰ）	同左	
403		101T	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（看護体制加算Ⅱ）	同左	
404		101U	資格：該当サービスを算定できない事業所です。（入院患者に関する基準）	同左	
405	受給者台帳（１２）	12P0	資格：受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。	市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	
406		12P2	資格：資格を喪失している被保険者です。	資格喪失被保険者	
407		12P3	資格：給付管理票の合計＋償還給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。	給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	
408		12P4	資格：受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	
409		12P5	資格：受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。	市町村の認定情報と不一致（作成区分）	
410		12P9	資格：受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。	受給者台帳記載の公費負担者番号と不一致	
411		12PA	資格：変更申請中の受給者です。	市町村の認定変更が未決定	
412		12PB	資格：給付減額又は償還払化の受給者です。	給付減額又は償還払化の受給者	
413		12PC	資格：特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。	市町村の特定入所者認定と相違	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
414	受給者台帳 (12)	12PD	資格：認定有効期間外の被保険者です。	認定有効期間外の被保険者	
415		12PE	資格：訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。	訪問通所限度額管理期間外の被保険者	
416		12PF	資格：短期入所限度額管理期間外の被保険者です。	短期入所限度額管理期間外の被保険者	
417		12PJ	資格：小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。	居宅サービス等利用有無が未設定	
418		12PK	資格：有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。	有料老人ホーム等の同意書が未提出	
419		12PL	資格：利用者負担減免の申請中です。	利用者負担減免の申請中	
420		12Q5	資格：既に資格喪失した受給者です。	資格喪失受給者	
421		12Q6	資格：受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。	受給者台帳記載又は基準値給付率と不一致	
422		12Q7	資格：証記載保険者番号が不正です。	無効な証記載保険者番号	
423		12Q9	資格：この受給者は、旧措置者のため対象外です。	旧措置者のため対象外	
424		12QA	資格：請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。	様式に対する要介護状態区分が不一致	
425		12QJ	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	市町村認定の要介護度と相違	
426		12QT	資格：受給者台帳記載項目と一致しません。	受給者台帳記載項目不一致	
427		12VU	資格：居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。	居住費対策不一致	
428		1201	資格：二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。	同左	
429		1202	資格：総合事業を受けることのできない受給者です。	同左	
430		1203	資格：住所地特例対象者でない受給者です。	同左	
431		1204	資格：市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。	同左	
432		1205	資格：有効期間外の住所地特例対象者です。	同左	
433		1206	資格：該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。	同左	
434		1207	資格：小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。	同左	
435		1208	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
436		1209	資格：受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。	同左	
437		120A	資格：受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。	同左	
438		120B	資格：二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。	同左	
439		120C	資格：この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。	同左	
440		120D	資格：二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。	同左	
441		120E	資格：住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載はできません。	同左	

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
442	(12) 受給者台帳	120F	資格：住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。	同左	
443		12SA	資格：給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。	市町村認定の給付率と相違	
444	法別 担別 者管 理台 帳 （13） 公費負	13PS	資格：公費負担者台帳に該当する公費負担者情報が存在しません。	当該公費負担者情報は同台帳に未登録	
445		13PU	資格：法別管理表に該当する法別番号情報が存在しません。	当該法別番号情報は法別管理表に未登録	
446		13PW	資格：有効期間外の公費負担者です。	有効期間外の公費負担者	
447		13Q0	資格：有効期間外の法別番号です。	有効期間外の法別番号	
448		13Q2	資格：公費１・２・３の優先順位関係に誤りがあります。	公費１・２・３の優先順位に誤り	
449		13QV	資格：給付額減額により引下げられた給付率に一致しません。	給付額減額による引下げ給付率に不一致	
450		14P8	資格：介護給付費単位数表に該当するサービス情報が存在しません。	当該サービス情報は単位数表無	○
451	介護給付費単位数表／サービスコード管理／特別診療表（14） 特別診療・特別療養・	14PG	資格：介護給付費単位数表または介護特定診療表の制限回数日数を超えています。	制限回数日数超過	
452		14PH	資格：このサービスに該当する公費は適用されていません。	当該サービスは公費対象外	
453		14PM	資格：有効期間外の介護サービスです。	有効期間外の介護サービス	○
454		14PR	資格：給付単価表に該当する給付単価情報が存在しません。	当該給付単価情報は給付単価表になし	
455		14PY	資格：有効期間外の給付単価です。	有効期間外の給付単価	
456		14PZ	資格：複数の市町村独自加算のサービスは請求できません。	市町村独自加算請求複数有り	
457		14QH	資格：入所年月日、又は事業開始日より起算して算定期間の範囲外です。	入所・事業開始後算定期間超	
458		14QL	資格：ターミナルケア（看取り介護）加算算定に必要な中止、退所年月日が未設定、又は中止理由が誤っています。	中止、退所日未設定又は理由誤	
459		14QN	資格：初期加算算定に必要な入所年月日が未設定、又は入所年月日より３０日を超えています。	入所日未設定入所日後３０日超	
460		14QP	資格：算定対象期間外に提供されたサービス、又は退所後の状況が誤りです。	算定対象期間外退所後の状況誤	
461		14QR	資格：摘要欄が未記入です。	摘要欄は必須項目です	○
462		14QU	資格：旧措置入所者は請求できないサービスです。	旧措置入所者請求不可サービス	
463		14QW	資格：食事サービスを算定できない法別番号です。	食事を算定できない法別番号	
464		14QY	資格：同時に請求できないサービスです。	同時請求不可サービス	
465		14QZ	資格：退所（院）年月日の翌月以降に算定できないサービスです。	退所翌月以降は算定不可	
466		1401	資格：初期加算又は認知症緊急対応加算算定に必要な入所年月日が未設定です。	同左	
467		1402	資格：入所年月日より３０日を越えています。	同左	
468		1403	資格：入所年月日より７日を越えています。	同左	
469		1404	資格：介護給付費単位数表（総合事業）に該当するサービス情報が存在しません。	同左	○

項番	カテゴリ等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック適用有無
470	ド介護給付費単位数表／特別療養・付単価表／特別診療表（14）	1405	資格：有効期間外の総合事業サービスです。	同左	○
471		1406	資格：介護給付費単位数表（総合事業）の制限回数日数を超えています。	同左	
472		1407	資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	同左	
473		1408	資格：福祉用具商品コードが登録されていません。	同左	
474		1409	資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。	同左	
475		1410	資格：共生型サービスのサービスコードが存在しません。	同左	
476		1411	資格：単位数が介護給付費単位数表の合成単位数と一致していません。	同左	
477	種類別市町村固有台帳（15）	15P6	資格：このサービス種類に該当する計画単位数（日数）の合計が種類別支給限度基準額を超えています。	サービス種類の合計が支給限度基準額超過	
478		15P7	資格：種類別市町村固有台帳に該当する市町村固有情報が存在しません。	該当市町村固有情報台帳未登録	
479		15PQ	資格：有効期間外の種類別市町村固有情報です。	有効期間外－種類別市町村固有	
480		1501	資格：有効な種類別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
481		1502	資格：種類支給限度基準額を超えています。	同左	
482		1503	資格：有効な区分別市町村固有情報が未登録です。市町村に確認してください。	同左	
483		1504	資格：区分支給限度基準額を超えています。	同左	
484	密着型市町村特別給付台帳／地域（16）	16PN	資格：市町村特別給付台帳に該当する市町村特別給付情報が存在しません。	市区町村特別給付は台帳未登録	
485		16PP	資格：有効期間外の市町村特別給付サービスです。	有効期間外－市町村特別給付	
486		16PV	資格：地域密着型サービスコード台帳に該当するサービス情報が存在しません。	市町村独自加算算定不可	
487		16PX	資格：有効期間外の地域密着型サービスです。	有効期間外の市町村独自加算	
488		16Q8	資格：市町村特別給付台帳の市町村特別支給限度基準額を超えています。	市町村特別給付の支給限度額超	
489	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード（20）	2001	資格：保険者に認定されていない総合事業サービスです。	同左	
490		2002	資格：有効期間外の総合事業サービスです。	同左	
491		2003	資格：介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード台帳の利用者負担額を超えています。	同左	
492		2004	資格：有効期間外の総合事業サービスです。（保険者指定）	同左	
493		2005	資格：総合事業サービスコード台帳の制限回数日数を超えています。	同左	
494		2006	資格：保険者より総合事業サービスコード台帳が提出されていません。	同左	
495	上限エラー	保留	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	5003	
496		返戻	サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要	5004	
497		返戻	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	5011	

項番	カテゴリー等	エラーコード	審査チェック	返戻事由	事前チェック 適用有無
498	上限 エラー	返戻	査定でエラーのあるもの	5006	
499		返戻	4種類以上のサービスを計画していないため返戻	5008	
500		返戻	給付管理票に予防（介護）サービスが記載されているため返戻	5013	

「備考」欄 エラーコード=ABBO（エービービーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
	0000000001	請	H30.4	17		800	A	証記載保険者番号：必須項目が未設定	ABBO

内容・・・（必須項目名）：必須項目が未設定

原因・・・指定された項目に正しい数値が入力（記入）されていません。

対応・・・指定された項目に正しい数値（又はアルファベット）を入力（記入）して、再請求して下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カコ 様	給	H30. 4	21		5, 675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 様	給	H30. 4	21		5, 675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1
990000 △△市	0000000001 カコ 様	給	H30. 4	21		5, 675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ADD1

内容・・・①ADD0 サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 ②ADD1 対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
 サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
 サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

 ポイント！ 事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳
 都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
 事業所基本台帳・・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
 サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
 事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

原因・・・ADD0については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
 その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
 ADD1については、ADD0と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が登録されていないことでエラーになったものです。
 対応・・・サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
 誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ADD1となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第十一 給付管理票 (平成30年4月分)

保険者番号										保険者名											
9 9 0 0 0 0										△△市											
被保険者番号										被保険者氏名											
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1										フリガナ カゴ 知											
										介護 太郎											
生年月日										性別		要支援・要介護状態区分等									
明・大・昭 5 年 5 月 5 日										(男)・女		事業対象者 要支援1・2 要介護1・②・3・4・5									
居宅サービス・介護予防サービス・ 総合事業 支給限度基準額										限度額適用期間											
19616 単位/月										平成 30 年 1 月		~		平成 30 年 12 月							

作成区分														
① 居宅介護支援事業者作成 2 被保険者自己作成 3 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成														
居宅介護/介護予防 支援事業所番号					9 9 7 0 0 0 0 0 0 0									
担当介護支援専門員番号					9 9 0 0 0 0 0 0 1									
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名					□□介護事業所									
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先					△△県△△市△△町1-2-3									
委託 した 場合		委託先の支援事業所番号												
		介護支援専門員番号												

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																		
サービス事業者の 事業所名		事業所番号 (県番号一事業所番号)								指定/基幹該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別		サービス 種類名		サービス 種類コード		給付計画単位数		
A事業所		4 8 7 0 0 0 0 0 0 1								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業		訪問介護		1 1		2 3 1 0		
B事業所		4 8 7 0 0 0 0 0 0 2								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業		通所介護		1 5		1 7 4 8		
B事業所		4 8 7 0 0 0 0 0 0 2								指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業		短期入所生活介護		2 1		5 6 7 5		

誤: B事業所
正: C事業所

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されている事業所番号が、事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)に該当するか点検します。
該当する事業所がない場合ADD0エラーとなります。

事業所台帳
(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	4870000001	11 訪問介護
B事業所	4870000002	15 通所介護
C事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

国保連合会は、給付管理票に入力(記入)されているサービスが事業所台帳(都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報)のサービス種類コードに該当するか点検します。
該当する事業所がない場合ADD1エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・
3行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“C事業所”と入力(記入)するべきであったが、誤って“B事業所”と入力(記入)したため、ADD1エラーとなっています。

対応・・・
3行目のサービス事業所を“C事業所”と修正して再提出して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード=ADD2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ADD2

内容・・・証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録

原因・・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝ADDA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知	請	H30.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ADDA

内容・・証記載保険者番号：有効期間外の保険者

原因・・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。

サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AEE2

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	11		4,637	A	サービス実日数：日数が期間を超過	AEE2
△△市	かこゝ 知								

内容・・・サービス実日数：日数が期間を超過

原因・・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

エラーの原因と対応

請求額集計欄（集計情報）の「サービス実日数」に“10日”と入力（記入）するつもりであったが、誤って“16日”と入力（記入）したため、AEE2エラーとなります。

請求額集計欄（集計情報）の「サービス
実日数」を“１０日”と修正して再提出
して下さい。

サービスの「開始年月日」「平成30年4月21日」、「中止年月日」「空欄（5月以降もサービスを継続している）」なので、サービス可能日数は4月21日～30日の10日間となる。
しかし、「サービス実日数」に10日より多い日数が入力（記入）されているため、**ＡＥＥ２エラー**となります。

誤：16日

正：10日

給付率 (/100)

保險	9	0
----	---	---

公費

合計

0	7	3	4
---	---	---	---

4	5
---	---

[illegible]

--	--	--

⇔ 突合を行う箇所

◀ 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝A E E A

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	A E E A

内容・・開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外

原因・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AEF0（エーイーエフゼロ）・AEFA・AEFB

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	AEFB
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	AEF0



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

- 内容・
- ①AEF0 サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過
 - ②AEFA 日数回数：集計値がサービス実日数超過
 - ③AEFB 日数回数：明細が受給可能日数超過

- 原因・
- ①AEF0 利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。
 - ②AEFA 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。
 - ③AEFB 「AEF0」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“17”「福祉用具貸与」又は“67”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・ AEF0・AEFBについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

AEFAについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=AEF0、AEFBとなる請求明細書の例

(この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	(フリガナ)	カゴ 知									
	氏名	介護 太郎									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要	
	車いす貸与	1	7	1	0	0	1	3	0	12345-123456
	特殊寝台貸与	1	7	1	0	0	3	3	0	01234-567890

給付費明細欄 (住所地利 対象者)	サービス内容	誤: 30日 正: 25日	単位数	回数	サービス	摘要

請求額集計欄	①サービス種類コード (各名称)	1	7				
	③サービス実日数	3	0	日			
	④計画単位数			2	0	0	0
	⑤限度額管理対象単位数			2	0	0	0
	⑥限度額管理対象外単位数					0	
	⑦給付単位数 (④⑤のうち少ない数) + ⑥			2	0	0	0
	⑧公費分単位数						
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位	
	⑩保険請求額			1	8	0	0
	⑪利用者負担額			2	0	0	0
	⑫公費請求額						
	⑬公費分本人負担						

受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報)			
保険者番号	被保険者番号	被保険者名	資格喪失日
990000	0000000001	カゴ 知	20180426

※カゴ 知は4月26日にA市の介護保険資格を喪失
4月は、4月1日～4月25日までの25日間サービスを受けられる

給付率 (100)	
保険	9 0
公費	
合計	1 8 0 0 0
	2 0 0 0

エラーの原因と対応

原因・・・
利用者が月の途中で転居し、A市の介護保険資格を喪失したが、30日分請求したため、AEFB・AEF0エラーとなっています。

対応・・・
「回数」と「サービス実日数」を“25日”と修正して再請求して下さい。
残りの5日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

⇔ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝A E F J

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51	1111	11,540	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	A E F J
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51	1111	11,540	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	A E F J

内容・・・日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過

原因・・・主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。

対応・・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AG06

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	52	6100	475	B	資格:摘要が記載されていません。	AG06
△△市	カゴ 知								

内容・・・AG06 資格：摘要が記載されていません。

原因・・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発31号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝AH01、AH02

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99B0000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	55	1001	6,940	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	AH01
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	55	1021	6,840	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	AH02

内容・・・①AH01 資格：基本摘要情報が記載されていません。

②AH02 資格：摘要種類コードにDPCコード（疾患コード）が記載されていません。

原因・・・①AH01 基本摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力（未記入）となっています。

②AH02 基本摘要欄に利用者状態等コードが入力（記入）されているにも係らず、DPCコード（疾患コード）の入力（記入）がない場合、エラーとなります。

対応・・・基本摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類	内容
	0 1	110280 DPCコード（6桁）



ポイント！ 基本摘要情報に入力（記入）されているDPCコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがある場合は「AB09エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「AB10エラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード=ANNO（エーエヌエヌゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNO

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。（月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません）
- ④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した給付管理票と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい給付管理票と一緒に提出した場合。



ポイント！ エラーコード=ANNOは当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

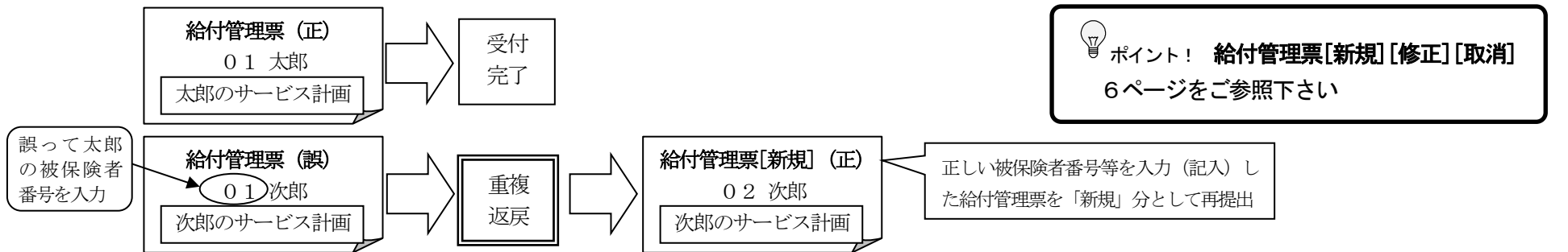
②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

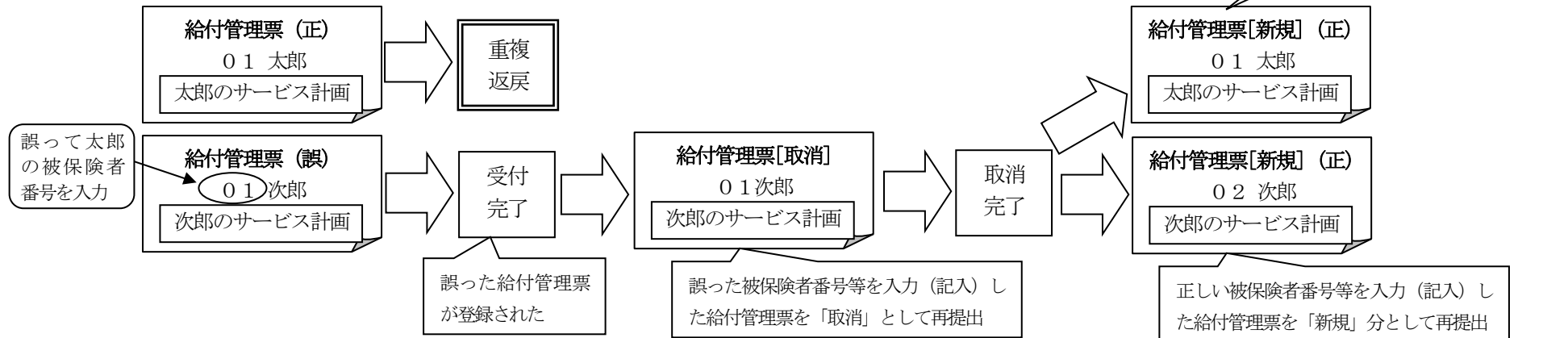
- ・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”01”を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。



- ・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”01”を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。



請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2
990000 △△市	0000000002 かこ ジ		H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ANN2

内容・様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済

原因・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（CD-R等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。
- ② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（CD-R等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。
- ④ 国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。

対応・①の場合は、請求明細書は複数請求されても1件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

④の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、「エラーコード＝保留・返戻」（P88）を参照して下さい。

 ポイント！ エラーコード＝ANN2は当月審査分における重複、エラーコード＝ANN4、ANNMIは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN4・ANNM

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ ジョ	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジョ	請	H30.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジョ	請	H30.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

内容・・・①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済

②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・・・①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- (1) 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- (2) 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- (3) 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・・・①(1)の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①(2)の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。

通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①(3)の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN7

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ けい	給	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ANN7

内容・・・様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済

原因・・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・・翌月に再請求をして下さい。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード＝2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。

給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード＝1）分として再提出します。

 ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

6ページをご参照下さい

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ANNJ

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。
- ② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
- ③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。

③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード=ANN0”の対応④を参照して下さい。

ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]
6ページをご参照下さい

ポイント！ エラーコード=ANN0は当月審査分における重複、エラーコード=ANNJは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANNK

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	給	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ANNK
△△市	カゴ 知								

内容・・・サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複

原因・・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を1つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

6ページをご参照下さい

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ANNL
990000 △△市	0000000002 かこ ジ	請	H30.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ANNL

内容・・・サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複

原因・・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を2つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ② 「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を2つ以上入力（記入）した場合。
- ③ 「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を2つ以上入力（記入）した場合。

対応・・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を1つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝ASS5、ASS6

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カコ 知	請	H30.4	59	5311	41,400	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6
990000 A市	0000000001 カコ 知	請	H30.4	59	5311	41,400	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ASS6

内容・・①ASS5 利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過

②ASS6 負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・・①ASS5 特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ASS6 保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第1段階～第3段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。

ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」＞「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。
また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。

<例>

4月 1日～4月12日 食費負担限度額300円

4月13日～ 食費負担限度額390円

⇒4月分全て食費負担限度額390円で請求することとなります。

対応・・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。

②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード=ASS6となる請求明細書の例 (この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	(フリガナ)	カゴ 知									
	氏名	介護 太郎									

サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要						
療養型 I iv 3	5 3 2 2 7 1	1 0 7 1	3 0	3 2 1 3 0									
給付費明細欄 受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報) <table border="1"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>負担限度額(食費)</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>カゴ 知</td> <td>390円</td> </tr> </table> ① 国保連合会は、保険者が国保連合会に登録している負担限度額を確認し、請求明細書の負担限度額と異なる場合は、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」に訂正します。								被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)	000000001	カゴ 知	390円
被保険者番号	被保険者名	負担限度額(食費)											
000000001	カゴ 知	390円											

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
療養施設食費	5 9 5 3 1 1	1 3 8 0	3 0 0	3 0	4 1 4 0 0	3 2 4 0 0			9 0 0 0
合計					4 1 4 0 0				9 0 0 0
					保険分 請求額(円)	3 2 4 0 0	公費分 請求額		公費分本人負担月額

②訂正した負担限度額を元に国保連合会システムで再計算します。

費用単価：1,380、負担限度額：390、日数：30、費用額：41,400、保険分：29,700、利用者負担額：11,700

③請求明細書に入力(記入)されている保険分“32,400円”の方が再計算した保険分“29,700円”より大きいため、ASS6エラーとなります。

エラーの原因と対応

原因・・・

保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力(記入)している負担限度額が異なります。

請求明細書に入力(記入)されている保険分請求額“32,400円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“29,700円”より大きいため、ASS6エラーとなっています。

対応・・・

負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

⇔ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝ASSA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA
990000 A市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ASSA

内容・・保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過

保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。
基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数 の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ASSAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	(フリガナ)	カゴ 知										
	氏名	介護 太郎										

①単位数×回数の合計値が誤っている。
(正) $695 \times 30 = 20,850$

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数				回数 日数	サービス単位数					公費分 回数等	公費対象単位数					摘要	
	福祉施設Ⅱ 3	5	1	1	1	3	5	6	9	5	3	0	2	2	5	9	9							1	
	合計												2	2	5	9	9								

区分	保険分						公費分					
①単位数合計		2	2	5	9	9						
②単位数単価	1	0	0	0	円/単位							
③給付率		9	0	/100						/100		
④請求額 (円)	2	0	3	3	9	1						
⑤利用者負担額 (円)		2	2	5	9	9						

②国保連合会システムで正しい単位数に訂正します。
(訂正前) 22,599
↓
(訂正後) 20,850
請求明細書に入力（記入）されている単位数合計“22, 599”の方がシステムで計算した単位数合計“20, 850”より大きいため、**ASSAエラー**となります。

③単位数合計（訂正後）、単位数単価、給付率を基に国保連合会システムで再計算します。
単位数合計：20, 850
単位数単価：10. 00円
給付率：90%
請求額：187, 650円
利用者負担額：20, 850円

④請求明細書に入力（記入）されている請求額“203, 391円”の方がシステムで計算した請求額“187, 650円”より大きいため、**ASSAエラー**となります。
同様に、利用者負担額“22, 599円”の方がシステムで計算した利用者負担額“20, 850円”より大きいため、**ASSAエラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・・
請求明細書に入力（記入）されている請求額“203, 391円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“187, 650円”より大きいため、**ASSAエラー**となっています。

対応・・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。

⇔ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝ATT5、ATT6、ATT7、ATT8

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	H000000001 かこゝ 知	請	H30.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額＞0は誤り（生保単独）	ATT5

- 内容・
- ①ATT5 保険請求額：保険請求額＞0は誤り（生保単独）
 - ②ATT6 保険出来高請求額：保険出来高請求額＞0は誤り（生保単独）
 - ③ATT7 食事提供費請求額：食事提供費請求額＞0は誤り（生保単独）
 - ④ATT8 公費1給付率：公費1給付率0は誤り（生保単独）

原因・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がHで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。

通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（100%）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・生活保護単独の受給者で正しい場合は、100%公費請求として公費1欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄 エラーコード=ATTC

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知	請	H30.4	11		1,040	A	公1給付率：公費給付率＞90以外は誤り	ATTC

内容・・・公1給付率：公費給付率＞90以外は誤り

原因・・・「公費1給付率」欄に90以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・・介護給付費請求明細書の「公費1給付率」欄は、“介護保険＋公費1”の給付率を入力（記入）することになっています。

“介護保険＋公費1”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１０ＱＦ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
								エラーが２つセットで出力されます。	

内容・・・サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致

原因・・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。

このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

②居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。



ポイント！ 月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は７９ページをご参照下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ０（イチニーピーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
990000 △△市	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	12P0
								1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録

原因・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

- ① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。
- ② 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄 エラーコード＝１２Ｐ３

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30. 4			23, 820	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30. 4			23, 820	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30. 4			23, 820	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30. 4			23, 820	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
								1つの給付管理票につき4つのエラーがセットで出力されます。	

内容・・証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過

原因・・給付管理票のサービス計画合計単位数 ＋ 償還払いのサービス利用単位数 が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード=12P3となる給付管理票の例 (この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連から送付されます。)

様式第十一

給付管理票 (平成30年4月分)

保険者番号										保険者名											
9 9 0 0 0 0										△△市											
被保険者番号										被保険者氏名											
0 0 0 0 0 0 0 0 0 1										フリガナ カゴ タロウ 介護 太郎											
生年月日										性別		要支援・要介護状態区分等									
明・大・② 5 年 5 月 5 日										男・女		事業対象者 要支援1・2 要介護1・②・3・4・5									
居宅サービス・介護予防サービス 総合事業 支給限度基準額										限度額適用期間											
19616 単位/月										平成 30 年 1 月		~		平成 30 年 12 月							

作成区分													
① 居宅介護支援事業者作成 2 被保険者自己作成 3 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成													
居宅介護/介護予防 支援事業所番号						9 9 7 0 0 0 0 0 0 0							
担当介護支援専門員番号						9 9 0 0 0 0 0 0 1							
居宅介護/介護予防 支援事業者の事業所名						□□介護事業所							
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先						△△県△△市△△町1-2-3							
委託 した 場合		委託先の支援事業所番号											
		介護支援専門員番号											

エラーの原因と対応

原因・・
要介護2の支給限度基準額19,616単位を超える23,820単位を入力(記入)しているため、12P3エラーとなっています。
対応・・
単位数を支給限度基準額19,616単位以内になるよう修正して再提出して下さい。

ポイント! 支給限度基準額

要支援1= 5,003単位
事業対象者=(※)
要支援2=10,473単位
要介護1=16,692単位
要介護2=19,616単位
要介護3=26,931単位
要介護4=30,806単位
要介護5=36,065単位
※要支援1の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額(要支援2の支給限度額)を超えないものとする。

ポイント! 受給者台帳

次ページをご参照下さい。

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業																			
サービス事業者の 事業所名	事業所番号 (県番号一事業所番号)										指定/基幹該当/ 地域密着型 サービス/ 総合事業識別	サービス 種類名	サービス 種類コード		給付計画単位数				
A事業所	4	8	7	0	0	0	0	0	0	1	指定・基幹該当・ 地域密着・ 総合事業	短期入所生活介護	2	1	2	3	8	2	0
受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報) <table border="1"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>要介護状態区分</th> </tr> <tr> <td>0000000001</td> <td>カゴ タロウ</td> <td>要介護2</td> </tr> </table> 保険者が国保連合会に登録しているカゴ タロウの要介護状態区分“要介護2”の支給限度基準額19,616単位を超える23,820単位を入力(記入)しているため、12P3エラーとなります。 誤: 23820 正: 19616以内														被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分	0000000001	カゴ タロウ	要介護2
被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分																	
0000000001	カゴ タロウ	要介護2																	
合計 2 3 8 2 0																			

⇔ 突合を行う箇所
←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード＝ 1 2 P 4

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000002
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	B 支援事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ けい	サ	H30.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	1 2 P 4
990000 △△市	0000000001 かこ けい	サ	H30.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	1 2 P 4

内容・・支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違います。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せ下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード＝12P4となる居宅介護支援介護給付費明細書の例

(この居宅介護支援介護給付費明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」が国保連合会から送付されます。)

様式第七

居宅介護支援介護給付費明細書

平成		3	0	年	0	4	月分			
公費負担者番号										
保険者番号		9	9	0	0	0	0			
居宅介護 支援事業者	事業所 番号	9	9	7	0	0	0	0	0	2
	事業所 名称	B支援事業所								
	所在地	〒123-4567 △△県△△市△△町1-2-3								
	連絡先	電話番号 012-345-6789								
	単位数単 価	1	0	0	0	(円/単位)				

項 番	被保険者番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	(フリガナ)	介護 太郎	性別	①. 男 2. 女
	公費受給者番号														
	生年月日	1. 明治 2. 大正 ③. 昭和 0 5 年 0 5 月 0 5 日										要介護 状態区分	1・②・3・4・5	認定 有効期間	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日 から 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日 まで
	担当介護支援 専門員番号	9	9	0	0	0	0	0	1	サービス計画 作成依頼 届出年月日	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日				

給 付 費 明 細 欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数								
	受給者台帳 (保険者(A市)が国保連合会に登録している受給者の情報) <table border="1"> <tr> <th>被保険者番号</th> <th>被保険者名</th> <th>居宅サービス作成区分</th> <th>支援事業所番号</th> </tr> <tr> <td>000000001</td> <td>介護 太郎</td> <td>1:居宅介護支援事業所作成</td> <td>A支援事業所</td> </tr> </table>						被保険者番号	被保険者名	居宅サービス作成区分	支援事業所番号	000000001	介護 太郎	1:居宅介護支援事業所作成	A支援事業所
	被保険者番号	被保険者名	居宅サービス作成区分	支援事業所番号										
	000000001	介護 太郎	1:居宅介護支援事業所作成	A支援事業所										
国保連合会は、「保険者が国保連合会に登録している介護 太郎の支援事業所」と「請求明細書を提出してきた介護 太郎の支援事業所」が一致しているか点検します。不一致の場合、12P4エラーとなります。														
誤：A支援事業所 正：B支援事業所														

エラーの原因と対応

原因・・・

「保険者が国保連合会に登録している介護 太郎の支援事業所」と「請求明細書を提出してきた介護 太郎の支援事業所」が一致していないため、12P4エラーとなります。

対応・・・

請求したB支援事業所は、「介護 太郎の支援事業所」として保険者に届出をしているか確認して下さい。届出をしていない場合は、B支援事業所は請求できません。

⇔ 突合を行う箇所

←..... 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄 エラーコード= 1 2 P 5

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	1 2 P 4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	1 2 P 4
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5
990000 △△市	0000000002 カゴ ジロ	給	H30.4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	1 2 P 5

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）

原因・・①保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。

対応・・給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード＝12PA

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
								1つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。	

内容・証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定

原因・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

- ① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。
- ② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の4日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は10日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「12PA」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）
- ③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。
- ④ 平成17年10月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

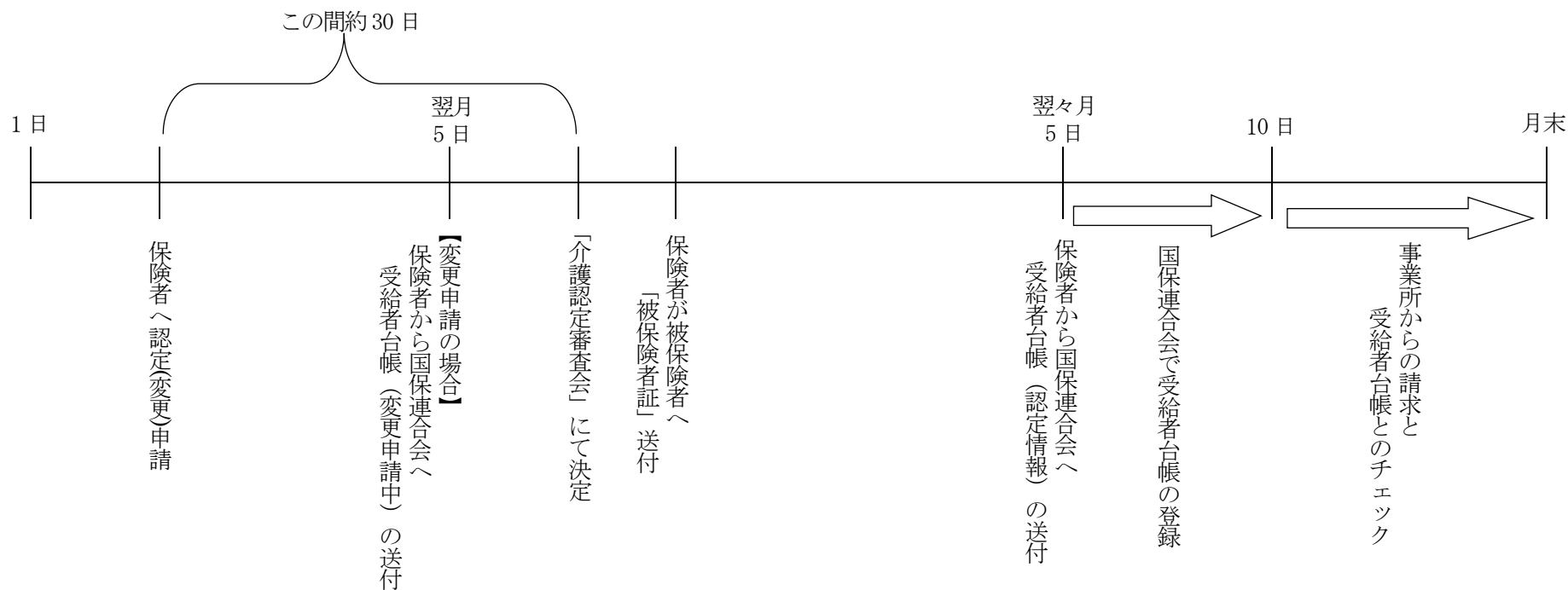
対応・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約30日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。



ポイント！ 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで



要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１２ＰＣ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	59	5211	15,300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	ＡＥＦ０

内容・・被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違

原因・・①「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。

②保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、①の場合は通常受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、②保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

ＡＥＦ０（エーイーエフゼロ）は１２ＰＣエラーに関連して表示されることがあります。ＡＥＦ０単独エラーの場合については Ｐ４６、４７を参照して下さい。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例 等を登録

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ

内容・・対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者

原因・・①保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。

例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日となっている被保険者分に対し、平成３０年４月サービス分を提出した場合等。

②保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、②のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。

確認の結果、①の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。



ポイント！ 受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄 エラーコード=12QJ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	12QJ
								エラーが2つセットで出力されます。	

内容・サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違

原因・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

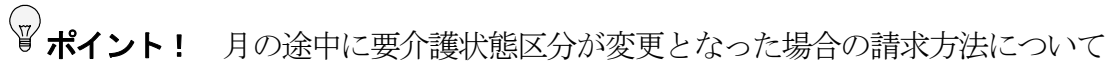
③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。





ポイント！ 月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例１〕平成３０年４月１０日に要介護３から要介護１へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求

（正）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位

（誤）要介護３（コード２３）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２２１１）１，３６８単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード＝１０ＱＦ”又は“エラーコード＝１２ＱＪ”のエラーとなります。

〔例２〕平成３０年４月１０日に要介護１から要支援２へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求

（正）要支援２（コード１３）、介護予防支援費（サービスコード４６－２１１１）４３０単位

（誤）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード＝１２ＱＡ”と同時に“エラーコード＝１２Ｐ４”のエラーとなります。

「備考」欄 エラーコード＝１２ＳＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知	請	H30.4	51		20,850	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	１２ＳＡ
990000 △△市	0000000001 かこゝ 知	請	H30.4	51		20,850	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ

内容・・・保険給付率：市町村認定の給付率と相違

原因・・・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・・・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝12SAとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1									
	(フリガナ)	カゴ 知									
	氏名	介護 太郎									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
	福祉施設Ⅱ 3	5 1 1 1 3 5	6 9 5	3 0	2 0 8 5 0			1
	合計							

① 保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と、請求明細書の給付率が異なるため、**12SAエラー**となります。なお、国保連合会は、保険者が登録している給付率に補正します。

請求額集計欄	区分	保険分	公費分
	① 単位数合計	2 0 8 5 0	
	② 単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
	③ 給付率	9 0 /100	
	④ 請求額（円）	1 8 7 6 5 0	
	⑤ 利用者負担額（円）	2 0 8 5 0	

受給者台帳
（保険者（A市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	保険給付率
0000000001	カゴ 知	80%

③ 請求明細書に入力（記入）されている請求額“187,650円”の方が再計算した請求額“166,800円”より大きい
ため、**ASSAエラー**となります。

② 補正した給付率を基に国保連合会システムで再計算します。

単位数合計：20,850
 単位数単価：10.00円
 給付率：80%
 請求額：166,800円
 利用者負担額：41,700円

↔ 突合を行う箇所

◀..... 国保連合会が点検時に見る箇所

エラーの原因と対応

原因・・・

受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力（記入）されている請求額“187,650円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“166,800円”より大きい
ため、エラーとなっています。

対応・・・

給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
 請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝１３ＰＳ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	17		300	B	公費１負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	１３ＰＳ

内容・・・公費１（公費２、公費３）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録

原因・・・原因として次のようなことが考えられます。

- ① 公費１（公費２）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。
- ② 介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。
- ③ 公費ではないコードを記入した場合。

対応・・・①の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②③の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄 エラーコード＝14QR

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこゝ ちゅう	請	H30.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	14QR

内容・・・摘要：摘要欄は必須項目です

原因・・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。



ポイント！ 摘要欄に入力（記入）されている桁数が20桁を超えている場合は「ABB7エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ABBGエラー」と出力されます。

「備考」欄 エラーコード＝１４０７、１４０８、１４０９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	1407
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345-123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	1408
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H30.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345-123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	1409

内容・・・①１４０７ 資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。

②１４０８ 資格：福祉用具商品コードが登録されていません。

③１４０９ 資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・・①１４０７ 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。

②１４０８ 摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。

③１４０９ サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

「備考」欄 エラーコード＝１５Ｐ６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	１５Ｐ６
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
990000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H30.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３

内容・・給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種類別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“１５Ｐ６”のエラーになれば、同時に“１２Ｐ３”のエラーにもなります。対応は“エラーコード＝１２Ｐ３”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“１５Ｐ６”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かゝ 知	請	H30. 4	21		4, 436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。


 ポイント！ “エラーコード=返戻”、“内容=支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼必要” の原因と対応については81ページをご参照下さい。


 ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消] 6ページをご参照下さい

「備考」欄 エラーコード＝保留・返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	〇〇介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かこ 知	請	H30.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留

内容・・支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要

サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留 利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は1月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。

国保連合会では、通常3ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。

②返戻 保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

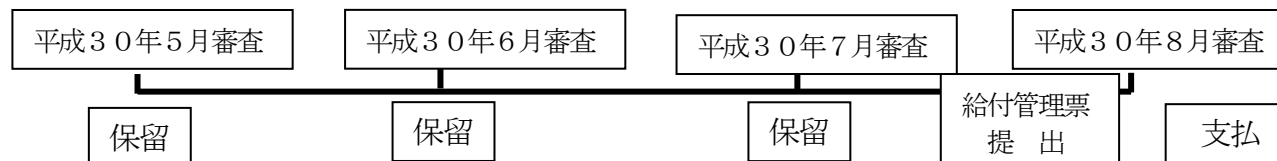
対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 1〕平成30年5月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合



最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 2〕平成30年5月審査分で「保留」となり、平成30年8月審査時に給付管理票が提出された場合



保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
（実際の支払は平成30年9月振込分です）

「備考」欄 エラーコード=返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000
------------	------------

平成30年5月審査分

平成30年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000	0000000001	請	H30.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻
△△市	かこ 知								

内容・・**査定でエラーのあるもの**

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。



ポイント！ 給付管理票[新規][修正][取消]

6ページをご参照下さい

介護保険支払関連通知書の見方について

〒123-4567

〇〇県〇〇市1丁目1番1号

□□介護事業所

〇〇 太郎

様

介護報酬、主治医意見書料の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護給付費等支払決定額通知書

平成30年5月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	9970000000
-------	------------

金 額	1,000,000
-----	-----------

介護保険銀行

本店

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

平成30年6月30日

〇〇県国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
----------	-----------

主治医意見書作成料	0
-----------	---

消費税	0
-----	---

認定調査委託料	0
---------	---

消費税	0
-----	---

介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
---------------------	---

電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
--------------------	---

介護給付費等合計	1,000,000
----------	-----------

1 頁

国保連合会→事業所

介護給付費等支払決定額内訳書

平成30年5月 審査分

事業所番号	事業所名
9970000000	☐ 介護事業所

[illegible]

- ※1. 下段は特定入所者介護サービス費等です。
 ※2. 特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。
 ※3. 単位数、金額、保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です（生保単独を除く）。
 ※4. 過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

※介護予防・日常生活支援総合事業
分については、様式は別様式となる
が、介護給付分と見方は同様となり
ます。

平成30年6月30日

〇〇県国民健康保険団体連合会

[illegible]

※特定入所者介護サービス等の場合は金額が印字される。

再審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 頁

事業所番号	事業所名
9970000000	☐ 介護事業所

「合計欄」
上の表の合計が表示されます。

再審査結果コード

01:原審通り	02:増 (全部増)
03:減 (全部減)	04:増 (一部増)
05:減 (一部減)	

介護職員処遇改善加算総額のお知らせの見方について

〇〇県〇〇市1丁目1番1号

様

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

事業所番号	9970000000
-------	------------

金額	2,500
----	-------

事業所番号と介護職員処遇改善加算総額が表示されます。

平成30年6月30日
〇〇県国民健康保険団体連合会

サービス種類	加算額	サービス種類	加算額	サービス種類	加算額
11 訪問介護	1,500	37 予防認知症型	0	75 予防多機能型	0
12 訪問入浴	0	38 認知症型短期	0	76 定期巡回随時	0
15 通所介護	1,000	39 予防認知短期	0	77 複合型看小	0
16 通所リハ		51 福祉施設	0	78 地域通所介護	0
21 短期生活				79 複合型看小短	0
22 短期老健				A1 訪問型みなし	0
23 短期医療				A2 訪問型独自	0
24 予防短期生活				A5 通所型みなし	0
25 予防短期老健				A6 通所型独自	0
26 予防短期医療					
27 特定施設短期					
28 地域特定短期					
2A 短期医療院					
2B 予短期医療院	0	69 予防小多機短	0		
32 認知症型	0	71 夜間訪問介護	0		
33 特定施設	0	72 認知症型通所	0		
35 予防特定施設	0	73 小規模多機能	0		
36 地域特定施設	0	74 予防認知通所	0	合計	2,500

上記金額の内訳が表示されます。
 保険請求分に係る加算額のみを記載しております。
 査定された単位数(給付管理票修正、再審査を含む)
 は考慮しておりません。
 取下げ(過誤)については、加算額をマイナスで計上
 します。

介護職員処遇改善加算総額のお知らせの見方について

このお知らせは、処遇改善加算を算定している事業所のみ通知されます。請求された処遇改善加算の費用額をサービス種類ごとに集計したものです。伝送事業所には、連絡文書にて Excel ファイルで送信します。

①「審査年月」単位で集計

お知らせ通知に記載の「平成〇〇年〇月審査」は、請求明細書のサービス提供年月ではなく、請求書を提出した月（＝審査年月）になります。
月遅れ請求で処遇改善加算があった場合は、その分も含まれます。

②加算総額は、保険請求分のみではなく、利用者負担分も含む

例) 処遇改善加算を 40 単位で請求した場合、40 単位×10 円＝400 円… 400 円で通知。

※「平成 30 年 5 月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額（保険給付分）は、」との記載は、「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」には、保険請求分に係る加算額のみが記載され、支給限度額を超えたサービス利用分については記載されていないことを意味している。（2012. 6. 22 中央会回答）

③サービス種類ごとに集計される

請求した処遇改善加算は、サービス種類ごとに集計します。サービス提供年月毎の集計や件数は集計されませんので、各事業所において把握が必要です。

【留意事項】返戻・保留・減額、過誤があった場合の計算方法について

返戻・保留になった分については、通知されません。また、審査増減単位数決定通知書で査定された分（給付管理票の影響で、単位数が減額や 0 になった分）については考慮されず、事業所が請求した処遇改善加算の単位数で計算されるので、各事業所において再計算等必要になります。

例 1) 処遇改善加算を 40 単位で請求したが、返戻になった場合…**通知されない**。

例 2) 処遇改善加算を 40 単位で請求したが、保留になった場合…**通知されない**。

例 3) 処遇改善加算を 40 単位で請求して保留になったものが、給付管理票が通り、保留復活した場合…**400 円で通知**。

例 4) 処遇改善加算を 40 単位で請求したが、給付管理票との実績を超えるため、減額になった場合（計算後の処遇改善加算は 20 単位）…**400 円で通知**。（減額を考慮しない）

例 5) 処遇改善加算を 40 単位で請求したが、給付管理票に実績が記載されていないため、0 単位で決定した場合…**400 円で通知**。（減額を考慮しない）

例 6) 処遇改善加算が 40 単位の請求を過誤取下げした場合…**400 円で通知**。

例 7) 処遇改善加算が 40 単位の請求について同月過誤を行い、再請求分は処遇改善加算が 48 単位の場合…**(-400 円) + 480 円 = 80 円** で通知。

問い合わせ票について

問い合わせ票

平成 年 月 日

事業所番号	
事業所名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

問い合わせ内容

※添付書類 有 ・ 無

回答欄

連合会使用欄 回答日： 月 日 担当者：

送 信 先：岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 審査係
FAX番号：058-275-7635

(平成30年度版)